

東ベンガル・フォーリド・ブル県の

コノクシヤル・エステートの研究

中里成章

はじめに

- 一、エステートの形成過程
- 二、土地財産
- 三、経営体制、ライオット及び地代
- 四、後見官管理下の財政

むすび

はじめに

イギリス植民地主義がベンガル（及びビハール、オリッサ）に設定した土地制度はザミンダーリー制と呼ばれる。

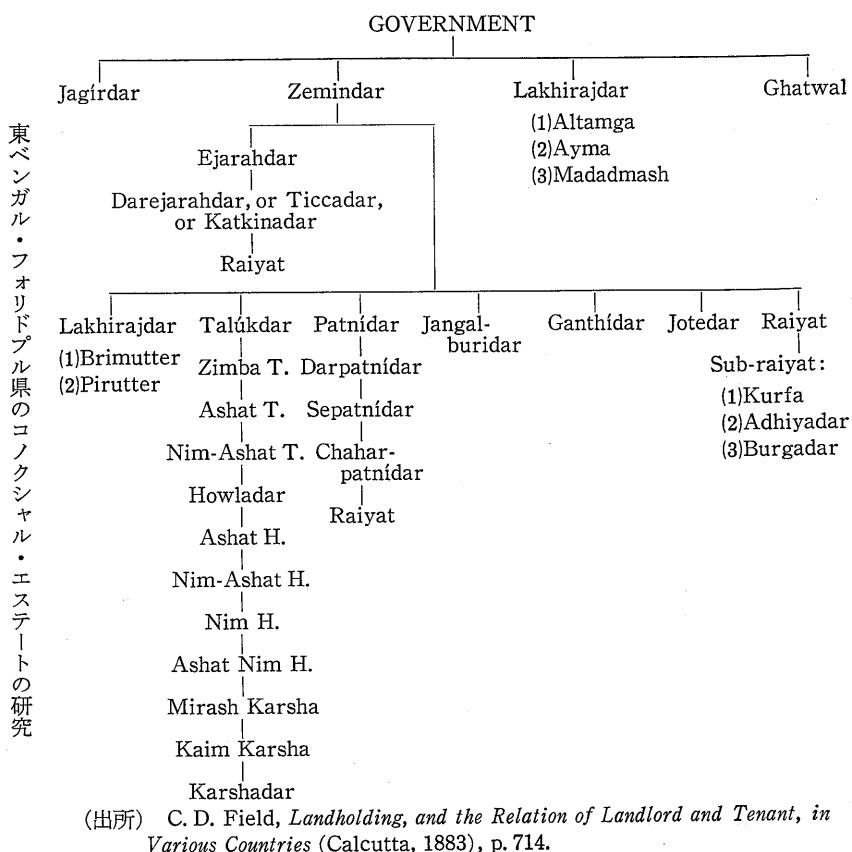
土地制度の研究をするうえで基礎的な重要性を持つのは、言うまでもなく、個別経営の事例研究の積み重ねである。

東ベンガル・フォーリド・ブル県のコノクシヤル・エステートの研究

といふが、ザミンダーリー制については本格的な事例研究は数えるほどしか発表されてないというのが実情である。⁽¹⁾ 本稿はそうした欠落を埋めて行くための試みの一つである。⁽²⁾

ところで、ザミンダーリー制は他地域の土地制度には見られない独特の性格を帶びており、そのゆえに、個別經營の事例研究を進めるのが一段と重要な課題となつてゐる、と思われる。いよいよ手短にその所以を述べ、あわせて問題の所在を明らかにしておこう。

ザミンダーリー制は一七九三年ベンガル総督コーンウォリスが公布した永代定額地租査定 (Permanent Settlement) によって創設されたが、その後特異な展開をとげ、一九世紀半ば頃までには極めて複雑な外觀を呈するにいたつた。その主たる原因は所謂 "サブインフェュデーション" (subinfeudation 復授封の意) であった。ザミンダーリーはコーンウォリスによつて地主として性格づけられ、擬制的なものではあるが一応土地私有権を賦与されたが、彼らの中からは地所經營に直接当たることを避け、パートニ⁽³⁾ (patni) などと呼ばれる永代的な強い下級所有権を設定し、下級所有権者から年々一定額の地代を受取らうとするものが現われた。おふに、下級所有権者の中には、ザミンダーリーと同様の仕方で、もう一段下級の権利をつくりだすものがあつた。いわして、ザミンダールの権利 (ザミンダーリー zamindari) は、例えばザミンダーリー→パートニ→ダル・パートニ (dar-patni 下級パートニの意)→……とくらべて、次々と転貸されて行くようになる。この過程をイギリス中世の法律用語を藉りてサブインフェュデーションと呼ぶのである。成程、コーンウォリスの作りあげたシステムは、サブインフェュデーションを抑制する作用をする機構を備えていたことはいた。⁽⁴⁾ しかし、一九世紀前半にとられた一連の立法措置により、それは事實上撤廃されてしまふ。その結果はサブインフェュデーションの蔓延であつた。遅くとも一九世紀の半ば以降、ザミンダーリーとライオット (農民) の



(出所) C. D. Field, *Landholding, and the Relation of Landlord and Tenant, in Various Countries* (Calcutta, 1883), p. 714.

図 1 ベンガルの土地制度

保有地に対する権利との間に幾層もの土地保有権——普通これとを中間的土地区分 (intermediate tenures) と呼ぶ——が介在するという状態が広く見られるようになり、ザミンダーリー制は土地に対する権利が複雑に交差した網の田のようになつてしまふのである。

一九世紀半ば以降のいわば壯年期に達したザミンダーリー制の分析を最初に試みたのは、イギリス人植民地官僚であった。その典型的な例をわれわれは、図 1 に示した C. D. フィールド (C. D. Field) の手になる図式に見出すといふがどうか。ハレ

ではザミンダーリー制は、幾層にも積み重なった土地に対する権利（の保有者）のピラミッドとして表示されている。ピラミッドの頂点にはザミンダーリーが聳え、底辺にはライオットの権利が拡がり、両者の間には各種の中間的土地保有権が整然と上下の序列を保つて並んでいる。図中にはザミンダールからコルシャダール（バコルゴンジ県独特的占有ライオットのこと）にいたるまで十三段階もの土地権益の保有者が列挙されている部分があるが、これは単なる理論的可能性を示したものではなく、バコルゴンジ県で観察された実例であるという。⁽⁶⁾さらに、ライオットの下に下級ライオットが存在することもあったことが図に明示されている。フィールドらのザミンダーリー制の分析は、土地所有の法的側面に焦点を絞つてなされている。ついで論ずる余地はないが、このようなアプローチは地租行政上の要請にも副うものであった。

さて、図1を見て誰しもが抱くであろう疑問は、かくも複雑な土地制度の中に置かれたザミンダールは、どのようにしてライオットを支配し、地代を徴収したのか、ということであろう。別の言い方をすれば、入り組んだ土地所有関係の中で、ザミンダーリー制下の地主階級は農民に対していかにして経済的強制を行使し、地代を実現したのか、ということである。

フィールドの図は精密ではあるが、この疑問に何も答えてくれない。この点に関して示唆に富む指摘をしたのは、トポン・ラエチヨウドゥリである。彼は言う。「実際は、借地人に永代借地権を与えて「財政的に」硬直した状態に追いこまれた所有者〔ザミンダールのこと〕は、そのような制約から解放されている下級借地権を「自ら」獲得するところが、自分の前途を明るくするみちを切開く最良の方法であるとしばしば見做した。永代地租査定下の土地権利のピラミッド状と仮定された構造体が、何か分明ならざる形狀のものに溶解してしまうのは、この時点においてである。」⁽⁷⁾

すなわち、ザミンダールは、ピラミッドの頂点から底辺にむかって中間的土地位有権を買い進み、余りに複雑化した土地所有関係を再び単純な姿に戻そうとする下降運動をおこしていた。このような視点から見るならば、フィールドに代表されるザミンダーリー制の理解が、土地権益のピラミッド状の構造のみに目を奪われた一面的なものであることは明らかであろう。土地法上は、最上位の地主ザミンダールは十数段階もの中間的土地位有権者によつてライオットから隔てられてゐるかのごとく見えるが、実状ははるかに単純だったかもしれない。同じことは比較的上位に位置する中間的土地位有権者、例えばバトニダーリーについてもいえよう。ザミンダーリー制下の地主と農民との間の土地位所有をめぐる関係を分析するためには、植民地的土地位法体系に集約された財産関係を見るだけでは不十分である。われわれはもう一步踏み込んで、ラエチョウドゥアリのいう「何か分明ならざる形状のもの」の「形状」を追究し分明にしなければならない。つまり、ベンガルの土地位制度研究は、地主の実際の土地位所有の内容の確定という初步的な作業から始めなければならない。そのためには、土地位法を前提として実施された植民地官僚の調査に多くを期待することはできないであろう。個々の地主のレベルにまで降りて、彼らがいかなる土地位所有を築き上げていたかを精査し、そのような事例研究を突き合わせて全体像を再構成するほかないのである。

本稿は一つのエステート (estate 地所)⁽⁸⁾ のケース・スタディを行なうこととしているが、右のような事情により、土地位所有の具体的な内容の解明に力点を置くこととする。そして、こうした分析を基礎として、エステート経営内部でのザミンダールとライオットの関係にも史料の許す限りメスを入れ、土地位制度史的観点からザミンダーリー制の性格の一端を明らかにすることを目指したい。

なお、史料としては、ザミンダール自身が残した文書を利用するのが理想的であることは言うまでもない。しかし

現在のベンガル史の研究段階においては、それは極めて困難なことに属する。本稿では次善の策として、ザミンダールが未成年であつたりその他いくつかの理由で、ヒステートが後見庁 (Court of Wards) の管理下に置かれた時に残された公文書に依拠するにとした。それは「*Bangladesh National Archives*」および西ベルガル州収税院記録室 (Record Room of the Board of Revenue, West Bengal) に、手書きもファイルのがたちで所蔵されている。⁽⁹⁾ 後見庁のヒステート経営の方法は、ザミンダール自身によぬかのいくつかの点で異つていたが、以下の論述はその点を慎重に考慮して書かれてゐる。また、後見庁文書の示すむいのがザミンダール自身の経営と大きく食い違つてゐると判断される部分には、その直断り書を付するにした。⁽¹⁰⁾ それから、「ザミンダール」という語の本稿での用法について一言しておく。先に述べたといふから推測せぬまゝに、ザミンダーリーだけを所有する純粹のザミンダールは一九世紀末には殆ど存在せず、土地所有者の経営は様々な種類の土地権益を含んでいるのが常態だった。したがつて、例えば、ザミンダールとペトニダールを厳密に区別しても、余り意味はない訳である。こうした事情を考慮して、本稿では、いくらかでもザミンダーリーを所有する土地所有者は全て「ザミンダール」と呼ぶこととした。この用法では、いわゆるザミンダールのほか、上層の中間的土地位保有権者のかなりの部分が「ザミンダール」に數えられることになる。⁽¹¹⁾

さて、これから検討するヒステートは「コノクシャル Kanakshar」と名付けられ、チャタージー家によつて所有されていた。年間地代請求額は約二万ルピーだから、中規模ヒステートに分類できる。⁽¹²⁾ 主要部分は、後に示すように、中間的土地位保有権からなつていた。一九世紀末の東ベンガルの中小ザミンダールにはこのようない例が非常に多い。⁽¹³⁾ ハノクシャル・ヒステートは東ベンガルのフォリドプル (Faridpur) 県南部のマダリップル郡 (Madaripur Subdivision)

のペロン・タナ (Palong Thana, 「タナ」というのは警察署管轄区域のこと) に位置していた。この地域はベコルゴンガナ (Bakarganj) 県に隣接し、一時同県に含まれていたことのある地域である。(一五八一六〇頁の地図参照) ベルガナ (収租区) や ⁽¹¹⁾ ハステートが属していたのはイデイルプル (Idilpur) ・ペルガナであった。イデイルプルは全体がカルカッタの大ザミンダール、カリ・クリシュノ・タガール (Kali Krishna Tagore (⁽¹²⁾ Thākur)) の所有であり、ペロン・タナからベコルゴンガンジ県の北端にまで及ぶ広大な地域に拡がっていた。また、このペルガナは所謂ボッダロロク (bhadrakol=郷紳) の集住地域として名高いビクランプル (Bikrampur) の一部を成し、グラフマン、ボイシド (Baidya)、カヤスト (Kayastha) の高カースト・ヒンドゥーが多数居住していた。⁽¹³⁾ チャタージー家もその一員であったが、同家はグラフマンの中でも最高位にランク付けられるクリン (kulīn) ・グラフマンだったから、この地域で高い威信を保持していたものと思われる。要するに、ロノクシャル・エステートは中規模のボッダロロク・ザミンダールの土地経営の好例を提供するのである。これまでに発表されている事例研究は全て巨大ザミンダールに関するものばかりであるから、このような比較的小さなエステートを取り上げ、ザミンダーリー制の別の側面に光を当てることにも意味がある。

ロノクシャル・エステートは、当主が未成年の子供を残して死亡したために、一八九一年二月、後見庁の管理下に入るところとなつた。長男が成年に達し自ら經營に当たるようになつたのは一九〇六年九月のことである。以下の分析は主としての一五年の間に作成された後見庁文書に依拠している。

1. ハステートの形成過程

コノクシャル・ハステートの歴史は決して古くない。むしろ新しいハステートが創立された方が適当である。
コノクシャルの土台を据えたのは、被後見人の祖父、ジョガボンドゥ・チャタージー (Jagabandhu Chatterjee) であった。コノクシャル・ハステート土地査定報告書はハステートの歴史を次のように要約している。

コノクシャル・ハステートは、ハステート内に位置するコノクシャル村の故シャマチヨロン・チャタージー (Shyama Charan Chatterjee) 氏の財産であった。「ハステートの」大部分は同氏の父、故ジガボンドゥ・チャタージー氏によって取得され、11、11の小規模な「中間的」土地保有権と小さなハステート「タルクの」とを指していふ」の持分権がシャマチヨロン・チャタージー氏によって購入された。彼は一八九〇年に死去、未亡人と三人の息子と六人の娘を残した。⁽¹⁷⁾

シャマチヨロンが何歳で死亡したのか、明らかではないが、仮に彼が一世代、三〇年の間經營にあたったとすれば、
ハステートの建設者ジョガボンドゥの活動期間は、一八三〇年代から一八五〇年代にかけてといふことにならう。
ジョガボンドゥはどのようにして土地を購入したか。この点については、残念ながら、ベンガル語で書かれたフォ
リドプル県史に微かな手懸りがあるにすぎない。それによれば、「当地「コノクシャル」の住人ジョガボンドゥ・チ
ムラトバッダ」「チャタージーに同じ」はフダブルワール *hudābhuluyār* をしてたくさんの金を貯めた」という。⁽¹⁸⁾
「フダブルワール」がいかなる職業だったかは不明である。しかし、コノクシャル・ハステートに程近いベコルバン

ジ県シャハジャードプル(Sāhāzādpur)・パルガナで「フダ」という語が「カーネーンガ」(地租・土地記録官の意。ムガル期のベンガルでは県・州レベルに置かれた)の意味に用いられていたことから推すと、地租行政に関連した職務を担当する小吏と考えても、それほど見当外れではあるまい。ジョゴボンドウは「フダブルワール」の勤めをし、恐らくは時にその職権を濫用しつつ貯えた金で、土地投機をしたものであろう。

そうして、一九世紀前半のイデイルプル・パルガナの状勢は、彼の活動に恰好の舞台を提供したようである。通説によれば、西ベンガルでは永代定額地租査定の後多数の大ザミンダールが過重な地租要求のため没落したのに対し、東ベンガルにおける永代査定の土地制度に対する影響ははるかに緩やかであったとされている。たとえば、トポン・ラエチョウドゥリは、「バコルゴンジ県では、……土地の『上級の権利』〔ザミンダーリー等を指す〕に関する限り、政府文書にせよ家の言い伝えにせよ証拠は、断絶というよりは連続を示唆している」と指摘した。⁽¹⁹⁾しかし、少なくともイデイルプルに関する限り、全く違った状況が支配していた。このパルガナは永代定額地租査定時にはカヤスト・カーストのチョウドゥリ達に所有されていたが、彼らが繰返し地租を滞納したために、一八一二年に公売に付されてしまつた。購入したのはカルカッタのモヒニ・モハン・タゴール(Mohini Mohan Thakur)であった。だが、彼は容易にはこのパルガナを自分の支配下に置くことができなかつた。モヒニ・モハンとチョウドゥリ達の間に激しい対立が起り、一八一五年にはついに両者の武力衝突まで発生したのである。⁽²⁰⁾こうして、イデイルプル・パルガナの所有権は、強い抵抗を暴力的に押切るかたちで、カヤストの在地地主チョウドゥリ達からブラフマンの不在地主タゴール家へと移転した。この事件はパルガナの社会構造、権力構造を揺るがしたに相違なく、このような「断絶」がジョゴボンドウの上昇に有利に作用したと考えてよからう。

表1 ジョゴボンドゥとシャマチョロンの土地購入

	面 積		地代請求額	
	ビ ガ	%	Rs.	%
ジョゴボンドゥによって	12,764	78	14,155	77
シャマチョロンによって	3,603	22	4,178	23
合 計	16,367	100	18,333	100

(出所) 'Appendix III: A Statement Showing the Class of Tenants, their Number, and Area Held, and the Rent Paid by them, of Certain Estates and Tenures of the Kanakshar Estate,' appended to *Kanakshar SSR 1903* [以下 'Appendix III']; Genl. Manager, Kanakshar to Cllr. Far., 30 May 1893, para. 4, BOR-W File No. 225 of 1893.

ジョゴボンドゥは多数の土地権益を購入したが、残念ながら、その内容や取得過程は詳らかにしない。最も重要な購入物が、イディイルプル・ペルガナの下にあった面積三、三七六エーカー、地代請求額一一、二八九ルピーに達する広大なパトニ・タルクであることなどが判明する程度である。⁽²²⁾ だが、彼の息子シャマチョロンの土地購入活動については比較的豊富な史料が得られる。以下やや詳細に分析してみよう。

先に引用したコノクシャル土地査定報告は、父の残した財産にシャマチョロンが付加えたのは、一、三の小規模な土地権益にすぎないと書いているが、実際は彼はかなりの数の土地を購入している。筆者が確認した限りでも、少なくとも二一の土地権益を買つたことが明らかである。合計面積はおよそ一、一〇〇エーカー (三、六〇〇ビガ)、地代請求額は約四、二〇〇ルピーにのぼった。といふことは、地代請求額ベースでみて、コノクシャル・ヒステートの四分の一から五分の一はシャマチョロンが取得したところのことである。(表1参照) 彼の購入した土地権益は大部分、タルク (taluk)、オシム・タルク (osat taluk, osat は subordinate の意)、ペーリ、ハオラ (haola)、ヒタカリ・ハオラ (entakali haola)、ダル・イジャラ (dar は subordinate' ijar は定期借地権の意) などの中間的土地位有権であった。主な

ものを列挙すると、タルク（地代請求額一、六四五ルピー、面積一、一四〇ビガ（一ビガは三分の一エーカー））、オショト・タルク（六八三ルピー、四六九ビガ）、もう一つのオシムト・タルク（一一六九ルピー、四六九ビガ）、ペトニ（五六六ルピー、八九一ビガ）、別のペトニ（一九八ルピー、一二九ビガ）、もう一つのペトニ（一九二ルピー、一一六二ビガ）などとなる。彼が土地権益を購入した相手としては、カリ・プロシンノ・ライ（Kali Prasanna Ray）、ジンボンダウ・ライ（Jagabandhu Roy）、ダルカナト・ライ（Dwarkanath Rai）、シャマ・ハコンドリ・チュウダウラニ（Shyama Sundari Chaudhurani）、K・K・ボッタチャルジョ（K.K. Bhattacharya）などが史料に挙げられてゐる。マスリムの名前はただ一人アリ・カーン（Ali Khan）が知られてゐるだけである。この人物からシャマチョロンはハオラを購入した。⁽²³⁾

シャマチョロンの土地購入を通覧して特徴的なのは、彼がライオット保有地の売買に手を出さなかつたと思われる点である。ライオット保有地は一八七〇年代以降広く売買されるようになつていた。⁽²⁴⁾ そして、後に明らかにするように、シャマチョロンは土地經營に加えて金貸し業も営んでいたのだから、保有地を抵当にとってライオットに金を貸せば、大量のライオット保有地を容易に集積することができたはずである。にもかかわらず、彼はそうしなかつた。それどころか、彼は自分のエステートにおけるライオット保有地の移転を禁止しようとしていた。「ライオットは契約上、また当地の慣習により、そうすることを禁じられているので、保有地の移転は極めて限られている」とコノクシャル土地査定報告書は書いている。⁽²⁵⁾ シャマチョロンは中間的的土地保有権の売買とライオット保有地のそれとを明確に区別し、それぞれに対し正反対の態度を取つていたといつてよからう。彼のこうした方針は、ライオットをバルガダール（bargadar 割分小作人のこと）に変え高率の生産物地代を徴収するために、ライオット保有地を積極的に購

入し始めていたとされる、110世紀初頭以降の中間的土保有権者地主のそれと、鋭い対照をなしている。⁽²⁶⁾すくなくともシャマチョロンの時代までのザミンダールの階級的利害は未だなお、土地移転によるライオットの分解、没落を防ぐところにあつたのである。

さて、シャマチョロンの土地購入に見られるもう一つの特色は、その遣り方に二つのタイプがあつたことである。いじではそれを水平的及び垂直的方法と呼ぶことにしよう。水平的方法というのは特に説明を要しない。それはいく当たり前のことであつて、すでに有している土地権益の外部に新しいものを買ひ増していくことをいいう。シャマチョロンの土地購入の多くはこのタイプのものであつた。彼はしかし時として、既に所有している土地権益の下部に存在する中間的土保有権を買ひ、土地と借地人に対する地主としての支配力を強化しようとすることがあつた。それを垂直的な土地購入と呼ぶことにしたい。例えば、アルタクリ (Altakuri)・モウジャ (mauza 行政村のいみ) における彼の土地購入は次のようになつていた。以下は、土地調査の時に作成された「村別覚書」(Village Note) からの引用である。

この村には査定^{セトルメント}対象の八つのエステート〔いじでは土地権益一般のことを指している〕がある——

- (1) タルク、ドルモナラヨン・ライ、三九三四番。⁽²⁷⁾このエステートに未成年者たち「後見序の保護下にあつたシヤマチョロンの遺児たちのこと」は、彼らの父故シャマチョロン・チャタージーがダルカナト・ライから入手した。パトニ⁽²⁸⁾の持分一三 $\frac{1}{4}$ ゴンダ一クラントイを持っている。

- (2) カリジヤ [khārija] "独立した" の意]・ジャーギール、ムサラト・コタリのうちキイルトイ・ナラヨン・ライの持分、五〇一〇番。このエステートに未成年者たちは一三 $\frac{1}{4}$ ゴンダ一クラントイ分の所有権を持つている。

(3) 同じエステートに未成年者たちは、彼らの父故シャマチョロン・チャタージーがカリ・プロションノおよびジヨゴボンドウ・ライから入手したパトニ権の持分五アナ $\frac{1}{2}$ ゴンダを持つている。

(4) 同じエステートに未成年者たちは、彼らの父故シャマチョロン・チャタージーがシャマ・シュンドリ・チヨウドウラニから入手したパトニ権の持分一アナ $\frac{1}{2}$ ゴンダ二クランティを持つている。

(5) タルク……「判読不能」……、五二三六番。……「判読不能」……一アナ $\frac{1}{2}$ ゴンダ二クランティの所有権。

(6) 同じエステートに未成年者たちは、彼らの父故シャマチョロン・チャタージーがカリ・プロションノおよびジヨゴボンドウ・ライから入手したパトニ権の持分九アナを持つている。

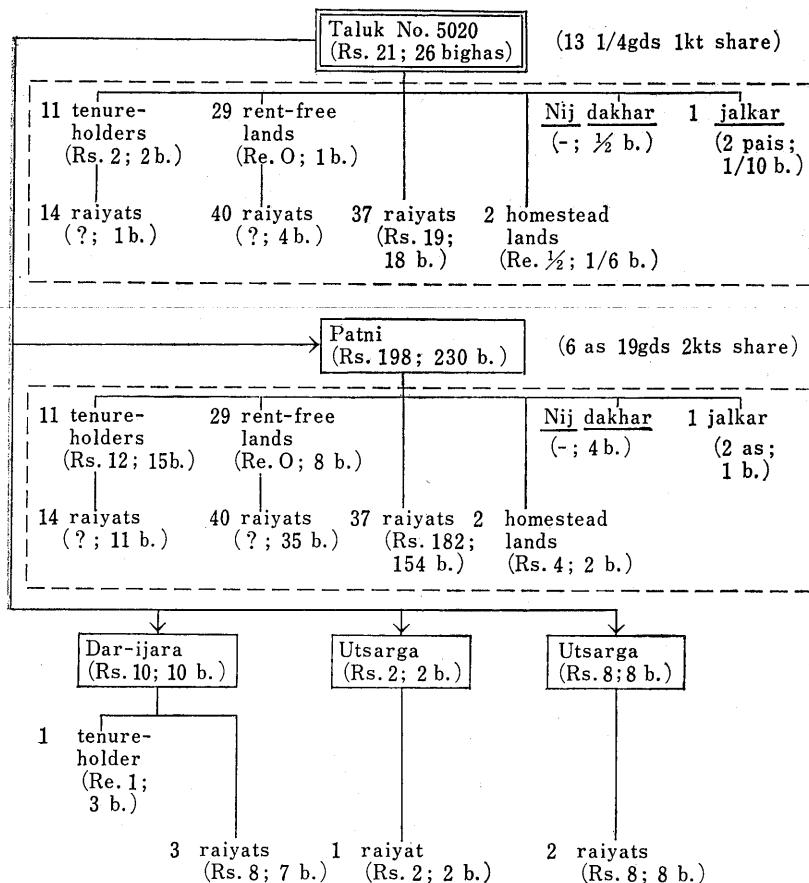
(7) 同じエステートに未成年者たちは、彼らの父シャマチヨロン・チャタージーがシャマ・シュンドリ・チヨウドウラニから入手したパトニ権の持分一アナ $\frac{1}{2}$ ゴンダ一クランティを持つている。

(8) タルク五〇二〇番。このエステートの下の……「判読不能」……ウトウショルゴ地ラム・クリシユノ・バロリの……「判読不能」……未成年者たちはこの土地財産全部の地代支払免除権を持つている。⁽²⁹⁾
⁽³⁰⁾

この「村別覚書」から明らかなるように、既に所有していたタルク五〇二〇番及び五二三六番の持分権の下に存在する、パトニ権及びウトウショルゴという地代支払免除地をシャマチヨロンは買った訳である。二つのタルクはアルタクリ・モウジャのほかいくつもの村にまたがって存在していたが、それらの村々をも含めた土地調査の結果をそれぞれのタルクについて整理すると、図2・3のようになる。

まず、図2によつてコノクシャル・エステートに関連する限りでのタルク五〇二〇番の構造を検討しよう。図の見方について一言すると、コノクシャル・エステートの所有物である土地権益は四角い枠で囲つて示してある。矢印は

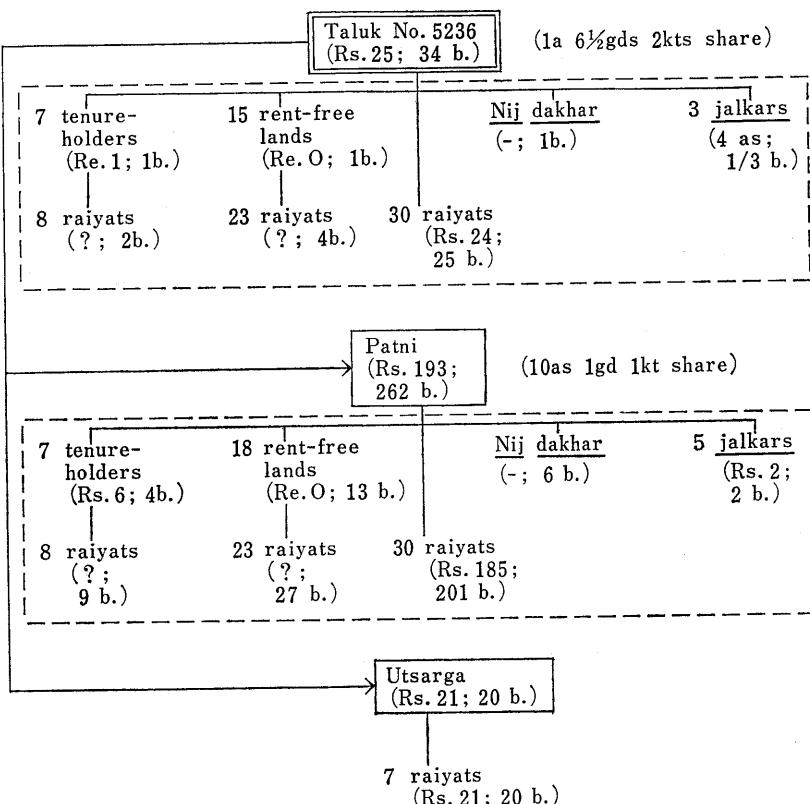
図2 コノクシャル・エステートのタルク 5020番の構造



(出所) Appendix III to *Kanakshar SSR 1903.*

(注) ニジ・ドコル (nij dakhar) は地主が直接占有している土地, ジョルコル (jalkar) は漁場権, ウトゥショルゴ (utsarga) は地代免除賜与地を意味する。

図3 コノクシャル・エステートのタルク 5236番の構造



(出所・注) 図2に同じ。

パトニ、ドル・イジャラ、二つのウトウショルゴが一番上のタルク五〇二〇番の下に存在することを示す。そして、それぞれの土地権益の下に枝分れした部分があるが、この部分は土地権益の内部構成を表わしている。例えば、タルク五〇二〇番はその中に十一人の土地保有者、二九の地代支払免除地、三七人のライオット等々を含む。(正確には、こ

れらは人ではなく権利の存在を示している。例えはライオットでなくライオット保有地に対する権利をあらわしていると考えた方がよい。また、この枝分れした部分の各所に括弧でくくって示してある数字は、左側がコノクシャル・エステートに対し支払われるべき地代額、右側が各構成要素が現実占有している土地の面積である。タルク五〇二〇番の中の三七人のライオットは一八ビガの土地を現実占有し、一九ルピーの地代を五〇二〇番の所有者としてのコノクシャル・エステートに支払っている。これに対して、四角い枠の中に括弧を付して示した数字は、左側が枝分れした部分の構成要素からコノクシャル・エステートが徴収する地代の総額、右側が地代徴収者としてのコノクシャル・エステートの支配下にある土地の面積を表示している。したがつて、枝分れした部分の括弧内の数字を合計すると、四角い枠内の括弧を付した数字にならなければならない。(実際は、端数を処理してあるので精確には一致しない。)なお、コノクシャル・エステートは、例えはパトニダールとしての資格において徴収した一九八ルピーの一部を、タルクダールとしての資格をも併せもつ自分自身に対し支払わなければならなかつたのではないか、言い換えれば、この表にはダブル・カウントがあるのでないか、という疑問が生ずるかもしれないが、原史料はそのような不合理を避ける仕方で作成されていると見られる。⁽³¹⁾ (但し、タルク五〇二〇番の他の持分権者たちに対しては、一九八ルピーの中から地代が支払われた可能性がある。)

さて、図2を見て注目されるのは、タルクとペトニの下の点線で囲んだ部分の構成が精確に一致していることである。ほかにもこのようない例はあるから、これは単なる偶然の一一致ではなかろう。むしろこの事実は、タルク及びペトニの下に別々に現われる土地保有権者、地代支払免除地、ライオット等が、実は同一のグループだったことを示唆しているものと考えられる。初めコノクシャル・エステートは、タルク五〇二〇番の持分の所有者としての資格におい

て、このグループから二一ルピーの地代を徴収していたにすぎなかつた。ところが、シヤマチョロンはその下位にあるパトニ権を購入することによつて、一九八ルピーの地代収入を加えることに成功したのである。このほか彼は小規模なものではあるがドル・イジャラと二つのウトウショルゴも買入れて地代額の増加を図つた。

もう一つの例、図3のタルク五二三六番では、五〇一〇番ほどきれいな対応関係は観察されない。しかし、タルクの下のパトニの購入が地代徴収額の増大、エステートの影響下にある地域の拡大をもたらしたことは、明らかである。

右の二つの例に見られるように、垂直的な土地購入の方法は、ベンガルの土地制度に特有のサブインフュデーションの行過ぎに対し、ザミンダールがとつた対抗手段なのである。上級の土地権益から下級のそれへと下降して行くことによって、彼らはライオットを中心とする借地人諸階層とその占有下にある土地とに対する支配力を広げ強めることを目指した。(なお、この運動は中間的土地保有権者が享受していたマージンを排除する効果も有していた。)一九世紀後半以降のザミンダールは、チャタージー家がそうしたように、水平的土地購入と垂直的土地購入とをうまく組合わせて、よく組織された土地権益のネットワークを作りあげようと努力していくようと思われる。

以上に分析したように、コノクシャル・エステートは、創始者ジョゴボンドゥの死の後も息子シヤマチョロンの経営の下で、速度が著るしく遅くなつたといふものの、成長を続けていた。それでは、シヤマチョロンはどのような生活をしていたのだろうか。この点については、残念ながら、余りはつきりしたことは分らない。彼が残した遺言には、遺言状作成の目的が書いてあつて、それには、「祖先伝来のものであろうと、私自身の名儀のものであろうと、あるいは仮空名儀のものであろうと、私が有しあるいは将来有するかもしけない、動産、不動産、及び金貸し業(*tejarati*

and *mahajani karbars*) に関して、私の死後、私の相続者と私が養育した者たちの間に紛争が起らないよう⁽³³⁾ 作成した。つまり、彼は地主であつたばかりでなく、金貸しをも兼ねていた訳である。また、前引の『フォリード・ブル県史』は、シャマチョロンを次のように描いている。

彼〔ジョゴボンドウ〕の息子 シャマチョロン・チヨット・ペッダエ〔ロチャタージー〕は、穏和な性質の人物だった。父がイデイルブル・バルガナに取得したいくつかのパトニ権からの収入で、彼は盛大に母の葬儀⁽³⁴⁾を取りおこないマハーバーラタの朗誦会を開いた。

もうした手懸りから、シャマチョロンの生活をある程度想像することができる。彼の父は財産を守るために近隣のザマンダールと争わなければならなかつたが⁽³⁵⁾、彼にはもはやそのような荒々しい生活をする必要はなかつた。それどころか、良きヒンドゥーとして信心深い生活を送ることができた。さらに、フダブルワールとして他人に雇われていたことのある父とは違い、彼は土地財産と金貸し業からの収入で充分暮しを立てることが可能だつた。彼は収入を全て浪費するような真似はしない。剩余の一部を土地に投資して、父から相続した財産をさらに大きくすることに心を配るような人物であった。その慎重な経営姿勢は、彼の死後少額の負債しか残らなかつたことからも窺える⁽³⁶⁾。要するに、シャマチョロンの代になつてチャタージー家は典型的な中地主兼金貸しに成長したと言つてよかろう。さうに興味深いのは、一九〇一—〇二年にシャマチョロンの長男カマッカナト(Kamakhya Nath) がカルカッタの名門校プレジデンシー・カレッジ(Presidency College)に入学し、後見庁の管理下で学士程度の水準まで教育を受けたと報告され⁽³⁷⁾いることである。東ベンガルの片田舎の遣り手のフダブルワールとして出発したチャタージー家は、こうして、三代の間にカースト、財産、教育のどれをとっても非の打ちどころのない、完全なボッドロロク(郷紳)一家へとの

しあがつたのである。

二、土地財産

ジョゴボンドゥ、シャマチヨロン父子によって買集められたコノクシャル・エステートの土地権益は合計七三を数え、一六、三七六ビガの面積に拡がり、年々一八、四三三ルピーの地代収入をもたらしていた⁽³⁸⁾。本節ではこの土地財産の内容の分析を試みる。

まず初めに、土地権益の種類を見よう。表2から明らかなようにコノクシャル・エステートには一五種類もの土地権益が含まれていた。そして、総数七三のうち四分の三はタルク、パトニ、ハオラ、もしくはそれらの派生語であった。このような土地権益の種類の極度の多様性は、東ベンガル特にガンジス河河口部の複雑な土地制度の反映であり、東ベンガルのエステートに共通に見られる特色である。⁽³⁹⁾

次に、それぞれの土地権益の面積の分布を見る。(表3) 大部分が極めて狭小であることが特徴的である。ライオットの一家族を養うにも足りない一〇ビガ(三・三エーカー)以下のものが三分の一余りを占め、ザミンダールにふさわしい広大なものは僅かしかない。しかし、総面積の大部分を占めるのはこれら少數の大土地権益である。数の上で七三・六パーセントにのぼる五〇ビガ以下の土地権益は総面積の四・九パーセントを占めるにすぎない。同様の傾向は表4に示した地代請求額別の分布からも看取できよう。

たしかに、コノクシャル・エステートを構成する土地権益は数が多く、しかも種類が多様であった。しかし、それ

表 2 コノクシャル・エステートの構成—(1)土地権益の種類

種類	数
<u>エステート</u>	
独立タルク (Kharija Taluk)	22
<u>中間的土地保有権</u>	
タルク (Taluk)	1
オショト・タルク (Osat Taluk)	3
パトニ (Patni) ^a	14
ドル・パトニ (Dar Patni)	1
ハオラ (Haola) ^b	8
カイミ・ハオラ (Kaimi Haola)	5
エンタカライ・カイミ・ハオラ (Entakalai Kaimi Haola)	1
ミラーシュ (Mirash) ^c	1
ドル・ミラーシュ・イジャラ (Dar Mirash Ijarah) ^d	1
ドル・イジャラ (Dar Ijarah)	3
ジャーギール ^e	1
ムサックシ (Musakkushi) ^f	1
ポリニト・コリド (Parinit Kharid) ^g	7
<u>地代免除保有権</u>	
ウトゥショルゴ (Utsarga) ^h	4
計	73

(出所) 'Appendix III to Kanakshar SSR 1903'; Genl. Manager, Kanakshar to Cllr. Far., 30 May 1893, BOR-W File No. 225 of 1893.

(注) dar, osat は「下位の」の意味の接頭語。kaimi (kayem, kayemi) は「永代的な」の意。entakalai は「譲渡された土地財産」を意味する。

a 前出。134 頁及び注 22 を見よ。

b 開墾を推進するために設けられた永代的な土地保有権。

c mirās とも。「相続可能な、永代的な」の意。

d ijarah は定期借地権の意。

e 土地の無償譲与。

f 土地全体に対し固定した地代を年々支払う条件の下位の土地保有権。

g 一部分だけ購入した土地保有権。

h 献地。

(Bakarganj SSR, p. iii; Faridpur SSR, p. ii; Wilson's Glossary; Government of Bengal, Guide and Glossary to Survey and Settlement Records in Bengal, 1917 (Calcutta, 1918)などを参照した。)

表3 コノクシャル・エスティートの構成—(2)土地権益の面積分布

	土地権益数	%	面積(ビガ)	%
1,000 ビガ以上	2	2.8	11,268	69.0
1,000~500	2	2.8	1,728	10.6
500~200	4	5.6	1,338	8.2
200~100	7	9.7	876	5.4
100~ 50	4	5.6	322	2.0
50~ 20	17	23.6	571	3.5
20~ 10	11	15.3	157	1.0
10~ 0	25	34.7	70	0.4
計	72	100.1	16,330	100.1

(出所) 表2に同じ。

(注) 1. 端数切捨て。

2. 二つの土地保有権(パトニとドル・パトニ)が、実際には同一の土地の上に存在し名前だけ異っているにすぎないので、ここでは一つとして数えられている。したがって本表では土地権益数は合計72となる。

表4 コノクシャル・エスティートの構成—(3)地代請求額による土地権益の分布

	土地権益数	%	地代請求額(Rs.)	%
Rs. 1,000 以上	2	2.8	12,934	70.7
1,000~500	4	5.6	2,656	14.5
500~200	2	2.8	476	2.6
200~100	7	9.7	1,147	6.3
100~ 50	5	6.9	322	1.8
50~ 20	15	20.8	506	2.8
20~ 10	11	15.3	171	0.9
10~ 0	26	36.1	91	0.5
計	72	100.0	18,303	100.1

(出所) 表2に同じ。

(注) 表3に同じ。

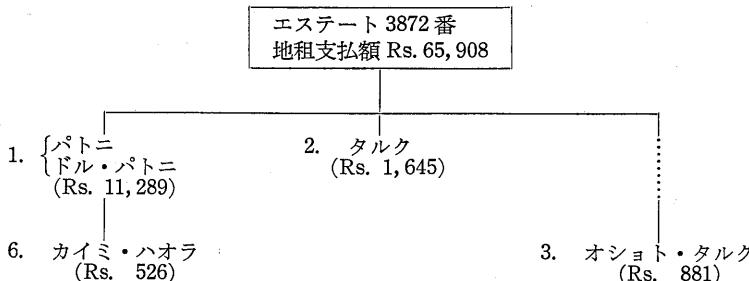
表 5 コノクシャル・エステートの主要土地権益

	借地 人数	面積	地代 請求額	ショド ル・ジ ヨマ ^a
	ビガ	Rs.	Rs.	
1. エステート 3872 番内のパトニ・タルク, ジョゴボンドゥ・チャタージー	604	10,128	11,289	2,012
エステート 3872 番内のドル・パトニ・タ ルク, ジョゴボンドゥ・チャタージー				
2. エステート 3872 番内のタルク, シャマチ ヨロン・チャタージー	111	1,140	1,645	1,119
3. タルク, ラム・キショル・バロリ, 5372 番	107	837	881	?
4. エステート 3872 番に属するオショト・タ ルク。持分 8 アナ。	29	469	683	?
5. バコルゴンジ収税官役所のエステート 3197 番内のパトニ, シャマチヨロン・ チャタージー。しかしこれはフォリドブ ル県内に位置する。	72	891	566	488
6. カイミ・ハオラ, ジョゴボンドゥ・チャ タージー	107	378	526	100
7. エステート 5358 番に属するオショト・タ ルク。持分 16 アナ	33	132	269	?
8. タルク, ラダナト・グホ, 5048 番	17	69	207	
計	1,080	14,044	16,066	

(出所) 表 2 に同じ。

(注) a sadar jama. 政府に納入する地租の額のこと。通常の用法では、上級地主への地代支払額も含む。ここでは後者の広義の用法。

図 4 コノクシャル・エステートとエステート 3872 番の関係



(注) 土地権益名の前に付した番号は表 5 の整理番号に対応している。

土地権益名の下の括弧内の金額は地代請求額を示す。

表 6 コノクシャル・エステートの地理的分布

行政区分	モウジャ数	コノクシャルの 土地権益が存在 するモウジャ数
<u>フォリドプル県</u>		
<u>マダリブル郡</u>		
ゴシャイルハト・タナ		
ノルムリ・ユニオン	7	1
イディルプル U.	25	1
ゴシャイルハト U.	15	3
ゴリベル・チョル U.	3	0
コダルプル U.	2	0
シャモントッショル U.	7	3
ナゲル・パラ U.	21	4
	タナ小計	12
ダムッダ・タナ		
ダルルアモン U.	7	0
カネッショル U.	22	16
ダヌカティ U.	11	1
シドル・クラ U.	5	3
ダムッダ U.	18	1
	タナ小計	21
<u>ベドルゴンジ・タナ</u>		
チョヤガオン U.	15	7
モヒッショル U.	9	5
ナラヨンプル U.	5	1
他の 8 つのユニオン	53	0
	タナ小計	13
<u>パロン・タナ</u>		
アンガリヤ U.	10	1
ルッドロコル U.	10	3
パロン U.	20	3
チョンドロップル U.	9	1
他の 6 つのユニオン	55	0
	タナ小計	8
<u>ナリヤ・タナ</u>		
	138	1
<u>バコルゴンジ県</u>		
メンディゴンジ郡	111	9

(出所) *Kanakshar SSR, 1897 & 1903; Bangladesh Census 1974, Faridpur.*

(注) 使用した行政区分は 1974 年当時のものである。タナ (thānā) は警察署管轄区域のこと。U. は Union の略。モウジャ (mauza) は行政区。

らの中にいくつかの広大な土地権益が存在し、いわばエステートの核を形成していたことを見落してはならないであろう。表5は最も大きな八つの土地権益のリストである。コノクシャルの屋台骨となっていたのは、これらの土地保有権、就中、広大でかつまた収益性の高い、エステート三八七二番内のパトニとドル・パトニの複合体であった。⁽⁴⁰⁾ところで、リストにエステート三八七二番がしばしば顔を出すが、これは実は、前に触れたカリ・クリシュノ・タゴールの所有物イデイルプル・バルガナのトウジ番号⁽⁴¹⁾である。コノクシャル・エステートはこのイデイルプル・バルガナと密接な関係に立っていた。両者の関係を整理したのが図4である。チャタージー家は実質的にはカリ・クリシュノ・タゴールのパートニダールだったと言うべきであろう。

次に、七三の土地権益の地理的分布を検討してみよう。それらは少なくとも七〇ヶ村にまたがって散在していた。ただし、一つの土地権益が数ヶ村に広がっていることがあること、及び、コノクシャル・エステートの土地は村の一部しか占めていなかつたことに留意しなければならない。たとえば、チャティニアニ(Chhatiani)という村にはコノクシャルの所有する土地権益が三つ存在していたが、それらの合計面積は三一・二八六エーカーにしか達しなかつた。⁽⁴²⁾さて、表6は、確認した限りにおいて、エステートの土地権益が存在した村の地理的分布を示したものである。それらは大部分五つのユニオン、すなわちシャモントッシヨル、カネッショル、シドル・クラ、チヨヤガオン、モヒツショルのいずれかに属していた。なかでも、コノクシャル村の位置するカネッショル・ユニオンが一番重要であった。さらに、村の分布を地図（一五八一九頁）で確認してみると、村々はパロン川、メグナ川、コイララ川、ノヤ・バングニ川、アリアル・カーン川など大小の河川に囲まれた、東西二〇キロ南北三五キロほどの沖積地の南半分に位置していたことが判明する。この南半分の面積はおよそ三〇〇平方キロである。コノクシャル・エステートが地代を徴収

表 7 コノクシャル・モウジャにおけるチャタージー家の土地権益

独立タルク (Kharija Taluk)	3
パトニ (Patni)	1
カイミ・ハオラ (Kaimi Haola)	7
ニム・ハオラ (Nim Haola)	1
部分購入土地保有権 (Portion Purchased Tenure)	4
贈与地 (地代支払免除)	3
計	19

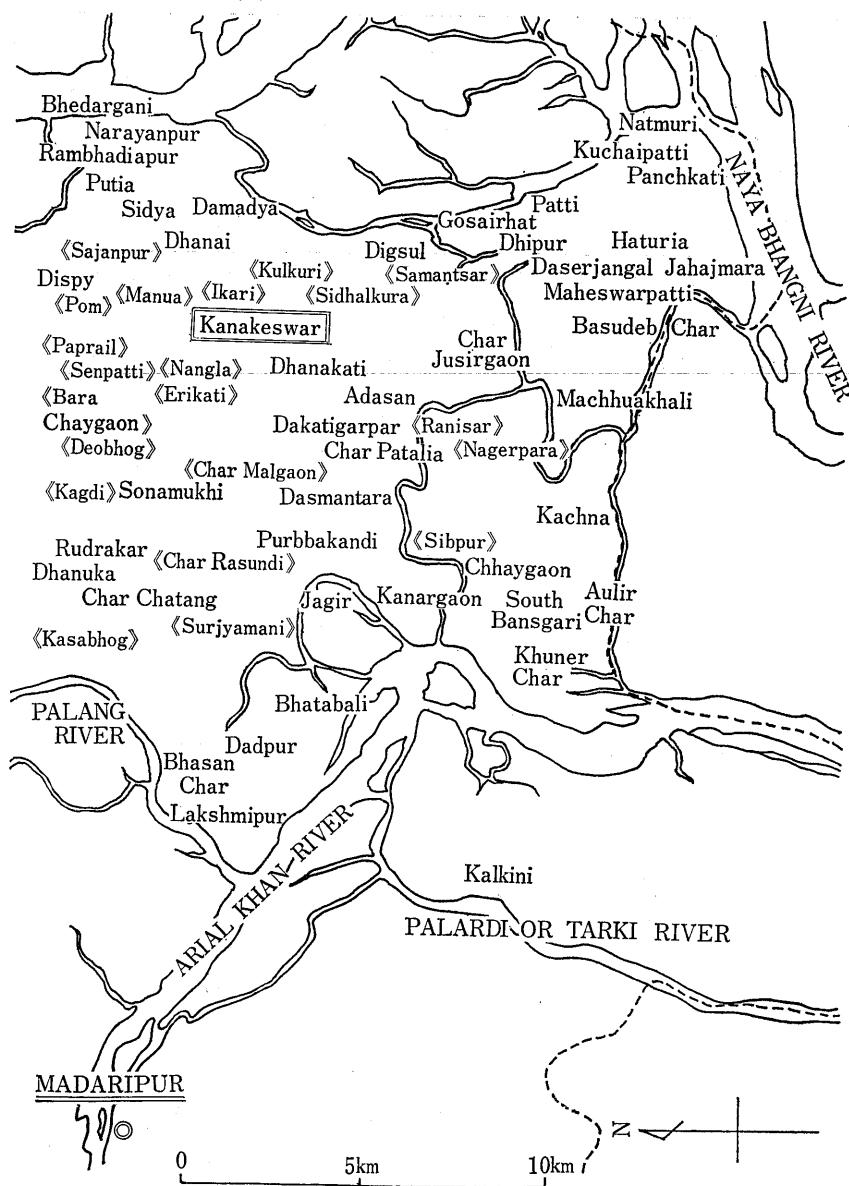
(出所) 'Village Note No. 7 (Kanakshar)'; Annexure C to Cllr. Far. to Cmmr. Dacca, No. 259/viii-1 G, 5 May 1891, in BOR-W File No. 21 of 1891.

(注) 本表の史料は表 2 に使用したものと異なる。

していた土地の面積は、前述のように、一六、三七六ビガすなわち約二二平方キロだったから、その支配力はこの地域のほぼ七パーントに及んでいた計算になろう。そして、コノクシャル・エステートは、イデイルブル・バルガナがのびているベコルゴンジ県北端への方向以外、決して川からなる自然的境界線を越えることがなかつた。地理的観点からみると、このように、このエステートは七〇ヶ村以上に拡がっていたにもかかわらず、比較的高い集中度を保つていた。そして、そのほぼ中央部にあったコノクシャル村（地図では Kanakeswar と表記されている）がいわば全体の重心を形成していた。チャタージー家はこの村に居住し、エステート名はこの村に因んでつけられたのだが、彼らはここに一九もの土地権益を有し、村をしつかりと掌握しようとしていたのである。（表7）

一見したところコノクシャル・エステートは、多種多様な土地権益がもつれあつたとりとめのない混合物のように見えるかもしれない。しかし、以上のようにやや立入つて検討を加えてみると、むしろ比較的凝集力のある、よく組織された土地財産であつたことが明らかになる。このような土地財産の所有者が、時に余りに無造作に主張されるような、上層ライオットのなすがままにされている無力な不在地主にすぎなかつたのかどうか、再検討の余地

エステートの位置(1)

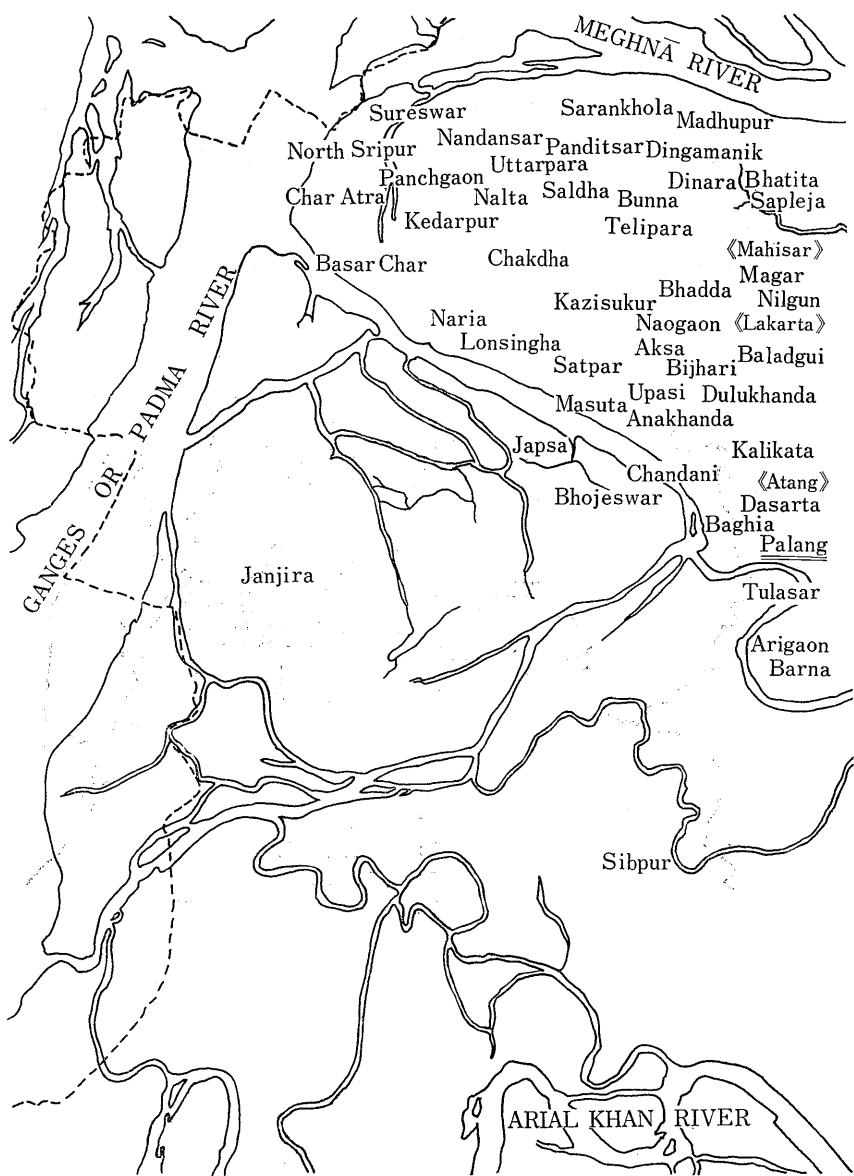


すると確認された村。

地図1：コノクシャル・

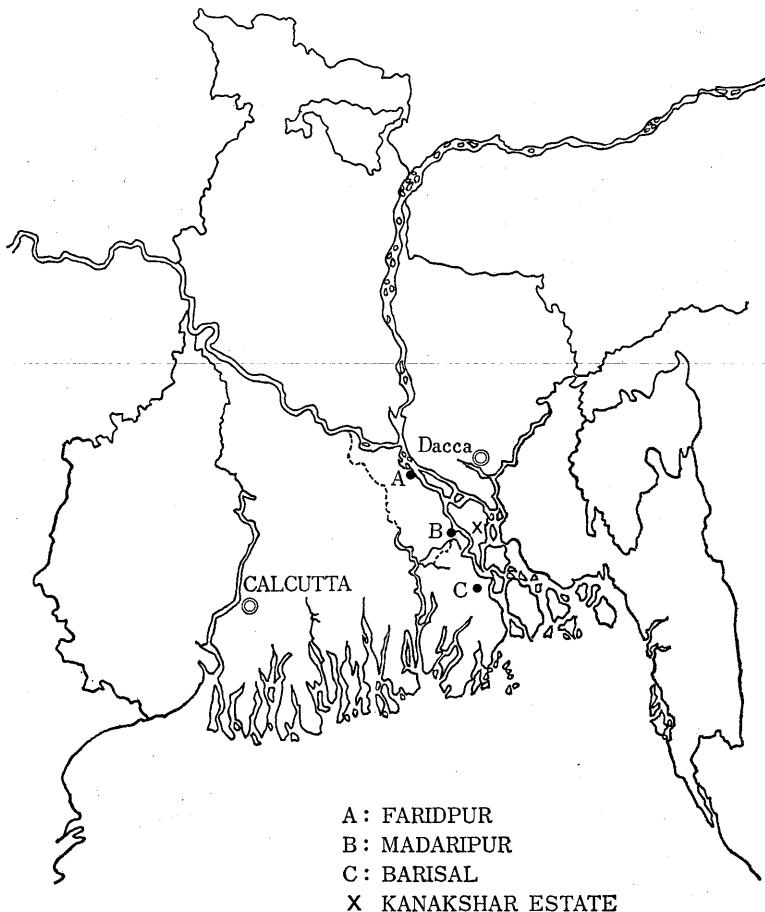
東ベンガル・フォリドプル県のコノクシャル・エステートの研究

一五九



(注) 《 》を付した地名はコノクシャル・エステートの土地権益が存在

地図 2：コノクシャル・エステートの位置(2)



があるう。⁽¹³⁾

最後に、ザミンダーリー制を理解する上で重要なと思われる一つの論点に言及してこの節を終えることにしたい。上の分析は土地所有の形式的側面、法的権利のあり方に即したものであるが、所有されている土地の具体的な利用のされ方に視点を移してみると、新しい問題点が浮び上がってくる。チャタージー家は耕地のほかにも、様々な有用な土地を所有していた。後見庁が最初に実施した土地調査が明らかにしたところによれば、彼らはチヨティアン村に定期市 (hat) を持っていたほか、大量の暮き茅を産する荒地を直轄地 (khās land) として一五六ビガ所有していた。⁽¹⁴⁾また二回目の調査では、コノクシャル・エステートには二三の漁場権 (jalkar)、九四のライオット屋敷地、三三の小規模な直営地 (nij jot、荒地であるう) が含まれていることが判明した。⁽¹⁵⁾これらの土地の存在は、ザミンダーリー制下のザミンダール・ライオット関係が単なる地代の徴収・納入では終らず、経済・社会生活のもつと広い局面にも拡がつていたことを示唆しているように思われる。コノクシャル以外のダッカ地方のエステートの事例研究も踏まえて結論的にいえば、定期市、船着場 (ghāt)、中小の道路など商品流通の場、及び、放牧地、森林、荒蕪地など共有地的役割を果す土地（これらの土地は開墾の進捗とともに減少し、一九〇〇年頃には極めて貴重になっていた）、そしてペルガル人の主要食料である魚を産し、大小の河川湖沼に無数に存在する漁場は、全てザミンダールの所有下にあり、永代定額地租査定体制の下で神聖な私有財産として保護されていた。そして、定期市に生産物を販売しに集まるライオットや商人から税を徴収し、森に入ったり放牧したりするライオットに使用料を課すといったことが広く行なわれていた。^(補註)ザミンダールのライオットに対する権威の源泉は、少なくとも部分的には、ライオット保有地における再生産を可能にするいくつかの重要な条件を支配していた事実に存していたように思われる。⁽¹⁶⁾

三、経営体制、ライオット及び地代

コノクシャル・エステートは直接經營 (khas management) の上に置かれ、地代關係の業務は、請負人などに委ねず、全てチャタージー家が自ら処理していた。しかし殘念ながら、ジョゴボンドゥやシヤマチヨロンの時代にこのようないくつかの経営体制がとられていたのかを示す史料は残っていない。いにしへはその代りに、一八九一年に後見庁が經營を受けた時に雇用した職員のリスト (表8) を見ることにしよう。スタッフは總勢一三人だが、地代徵收業務は支配人、^{モハリル}会計係、^{トホシルダール}地代徵收人頭、二人の地区地代徵收人、及び四人の従者からなる九人のラインで遂行されていた。中心的な役割を果したのは、言うまでもなく、^{トホシルダール}地代徵收人である。いにしに非常にきれいな形であらわれてゐる地代徵收人を中心とする地代徵收組織は、東ベンガルの他のエステートにも広く見られ、トホシル制 (tahasil establishment) と総称されるべきものである。^(4a) 用心棒 (*latihiyar*=棒持ちの意)、銃兵 (*barkandaz*) のようなあがらさまな実力部隊は表の中に含まれていないが、地代徵收人の下に配属されている四人を含めた總勢七人、經營スタッフの半分を占める従者が、必要が生じた時には出動してライオットを抑えつけたものと思われる。以上の人員のほかに、コノクシャル・エステートは郡役所所在地にいる法律家と年間百ルピーで契約を結び、地方法廷においてエステートの利害を代表させ、法律問題の処理を依頼していた。法律家が名目的な存在ではなく重要な役割を果していたことは、少なからぬ金額 (年平均五百ルピーほど) を訴訟に費していることから明らかである。⁽⁴⁾ これは他のエステートでも同じであった。植民地国家の司法制度はエステート經營において重要な役割を担っていたのである。

表 8 1891 年の経営体制

	人数	年俸(Rs.)
支配人。月給 50 ルピー。	1	600
トキシルダール 地代徴収人頭 (head tahasildār)。地区地代徴収人の報告を受け、時に地代も徴収する。月給 15 ルピー。	1	180
トキシルダール 地方語〔を解する〕会計係 (mohurrir)。月給 10 ルピー。	1	120
英語を解する事務員。月給 15 ルピー。	1	180
従者 (peon)。月給 5 ルピー。	1	60
トキシルダール 地区地代徴収人 (circle tahasildar)。月給 15 ルピー。	2	360
トキシルダール 地代徴収人に従う従者 (peon)。月給 5 ルピー	4	240
従者 (peon)。月給 4 ルピー。郡役所に駐在し、支配人へ手紙を運び、時に地代徴収のために地代徴収人の下でも働く。	2	96
	計	13 1,836

(出所) Cllr. Far. to Cmmr. Dac., No. 259/viii-1 G, 5 May 1891, BOR-W
File No. 21 of 1891.

表 9 モイモンシン県のナラヨンドホル・エステートの経営体制

	年俸(Rs.)
ナイブ 執事 (naib), ノビン・シェーン [入名]	252
トキシルダール 地代徴収人, 3 名	672
ペシカル 近侍 (peshkar), 5 名	624
ムーンシ 執事助手 (moonshi), 2 名	240
シマルノビシュ 書記 (sumarnobis), 1 名	120
会計官 (treasurer), 1 名	84
モハツリル 会計助手, 23 名	1,620
ジヨマダール 歩兵隊長 (jamadar), 1 名	72
ペダ 歩兵 (peada), 46 名	1,908
	計 5,592
ナスィラバードの建物の番人, 1 名	60
法律家 (muktiar) の俸給	804
	総計 6,456

(出所) Offg. Cmmr. Dac. to BOR, No. 405W, 31 July 1879, BOR-W, File No. 748 of 1878.

いりやで、右のような後見庁管理下の経営体制がザミンダール自身の採用したものと相違していないとは否定すべくもない。そこで、参考までに、表9にモイモンシン (Myemensingh) 県のナラヨンドホル (Narayandahar)・Hステートの、後見庁が經營を引受ける前の經營体制を示した。このHステートの地代請求額は四一、七七セルピー、コノクシャルの二倍強である。ザミンダールの代理人である執事以下八四名のスタッフがいるが、ここで特徴的なのは隊長に率いられた歩兵の部隊がはつきりと姿を見せてゐるゝことである。彼らはエステートの共有者間の内紛とそれに乘じたライオットの抵抗に対処するために必要とされた。（また余計助手の数も異常に多いが、これはナラヨンドホルのザミンダールが手広く金貸業を営んでいたことと関係がある。彼らは貸金の取立てに動員されたのである。）このエステートの例はやや極端であるけれども、一般的にいって、地主自身が組織した經營体制は後見庁のそれよりもずっと多くの人員を擁し（但し給与は低い）、しかもそのなかには歩兵、従者、用心棒など軽く武装した実力部隊が多數含まれているのが普通である。

さて、コノクシャル・エステートの經營スタッフは、前節で検討した七〇ヶ村以上に拡がる一六、〇〇〇ビガ（別の史料では一三、〇〇〇ビガ）の土地から地代を徴収していた。借地人 (tenants, 正確には借地権。借地人と借地権とは同じではないが、以下慣用に従い便宜的に借地人ということにする。) の数が多數にのぼったことはいうまでもない。表10はその構成を示したものである。さらに、これとペロン・タナ及びフォリドブル県の借地人の構成とを比較するために表11を用意した。コノクシャルの土地調査とフォリドブルのそれとは同一基準で実施された訳ではないと思われることに留意せねばならないが、表11を一覧すると、コノクシャルの借地人の構成がいくつかの特徴を持っていたことが分る。例えば、地代支払免除地は数・面積ともに多く、中間的保有権者の自留地も数においては劣

表10 コノクシャル・エステートの借地人の法的地位と地代

借地人の種類	保有権の数	保有面積	地代 ^a	ビガ当たり平均地代
		ビガ	Rs. A. p.	
<u>1897年土地調査対象地域</u>				
1. 所有者の直轄地 (sir)	—	—	—	—
2. 所有者によって保有されている が正規の直轄地ではないもの	—	156	—	—
3. 中間的土地保有権者の自耕地	78	1,842	1,275	0-11-1
4. 定額または定率地代を支払うラ イオット	2	3	2	0-10-8
5. 定住ライオット	1,238	8,175	12,450	1-8-4
6. 占有ライオット	7	12	32	2-10-8
7. 非占有ライオット	111	240	543	2-4-2
8. 地代支払免除地保有者	99	477	—	—
計	1,535	10,905	14,304	—
<u>1903年土地調査対象地域</u>				
1. 所有者の直轄地 (sir)	—	—	—	—
2. 所有者によって保有されている が正規の直轄地ではないもの	—	112	—	—
3. 中間的土地保有権者の自耕地	231	112 ^b	156	1-6-3
4. 定額または定率地代を支払うラ イオット	3	5	2	0-6-5
5. 定住ライオット	712	2,073	2,800	1-5-7
6. 占有ライオット	—	—	—	—
7. 非占有ライオット	74	82	125	1-8-5
8. 地代支払免除地保有者	206	139 ^c	—	—
計	1,226	2,523	3,083	—

(出所) 'Appendix B to Kanakshar SSR 1897'; 'Appendix III to Kanakshar SSR 1903.'

(注) コノクシャル・エステートの土地調査査定作業は1897年と1903年の2回に分けて実施された。

a 1897年土地調査対象地域に関する本欄の数字はあらゆる種類の査定対象地の地代を示す。

b この112ビガには、これらの中間的土地保有権者の下にいる484人のライオットが保有する413ビガの土地は含まれていない。

c この139ビガのうち108ビガは、地代支払免除地保有者の下にいる268人のライオットにより保有されていた。

表11 借地人の構成の比較：コノクシャルとパロンとフォリドプル

借地人の種類	数			占有面積		
	K	P	F	K	P	F
1. 所有者の直轄地 (sir)	—	2.0	1.8	%	4.8	2.9
2. 所有者によって保有されているが正規の直轄地ではないもの	0	—	—	1.4	—	—
3. 中間的土地保有権者の自留地	5.1	16.3	14.3	16.9	5.8	8.0
4. 定額または定率地代を支払うライオット	0.1	1.2	3.3	0.0	0.5	4.7
5. 定住ライオット	80.7	62.5	47.3	75.0	70.0	64.1
6. 占有ライオット	0.5	0.1	0.5	0.1	0.1	0.5
7. 非占有ライオット	7.2	5.8	1.8	2.2	13.8	3.8
8. 地代支払免除地保有者	6.4	4.0	3.7	4.4	0.5	0.8
9. 下級ライオット	—	4.8	11.3	—	2.7	7.0
10. 生産物地代	—	3.4	16.0	—	1.8	8.3
計	100	100	100	100	100	100

(出所) 'Appendix B to Kanakshar SSR 1897'; Faridpur SSR, pp. vi-vii.

(注) K, P, F はそれぞれコノクシャル, パロン, フォリドプルをさす。コノクシャル・エステートに関する数字は 1897 年土地調査の結果。1903 年分は含まない。

るもの、面積では高い比率を占めていた。一九〇三年のコノクシャル査定報告が「中間的土地保有権者は大部分地主〔チャタージー家のこと〕と同じ階級、同じ社会的地位に属するヒンドゥーである」と指摘していることからすると、これらの土地はブランマンなどの高カースト・ヒンドゥーによつて保有されていたものであろう。また、コノクシャルでは、定住ライオットと非占有ライオットの比率が高いのに反し、定額または定率地代を支払うライオットの割合が小さいことも興味深い点である。

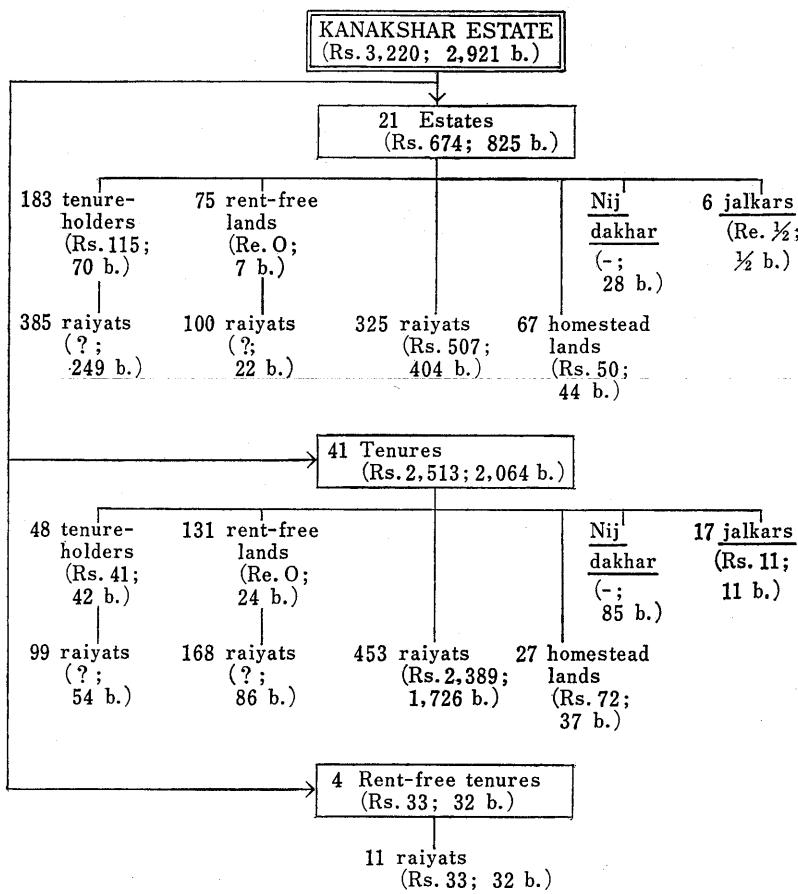
しかし、何といつても、最も注目に値するのは、バルガダール（刈分小作人のこと）——及び下級ライオット——がコノクシャルには全然存在しないことである。⁽⁵⁰⁾ たしかに、コノクシャルの土地調査が厳密に行なわれたかどうか、疑えば疑うことができる。たとえば、定住ライオットの数の比率が極めて高いのは、調査技術の不完全さを物語るものと解してよ

いのかもしない。しかし、土地調査定報告が本文で「生産物地代は徴収されていない」と断言している以上、チャタージー家に直接生産物地代を納付する農民が、コノクシャル・エステートに存在しなかつたことに、疑問の余地はないのである。（もちろんこれは富裕なライオットが自分の下にバルガダールを従えていた可能性を排除するものではない。）コノクシャル・エステートがバルガダールと関係を持たないことが、ライオット保有地の売買を禁止し、自らライオット保有地を賣う」ともしない、前述のチャタージー家の経営方針に対応していることは言うまでもなから。

借地人の大部分を占めていたのは定住ライオットである。後見序史料のファイルの中にコノクシャル・エステートの地代台帳 (rent roll) の抜粋というものが含まれており、五一のライオット保有地に関するデータが得られる。抜粋を整理すると、五ビガ以下の狹小な保有地が二六あり、その対極に三〇ビガ (一〇エーカー) を越す大保有地も三つ存在したことが判明する。一人のライオットが二つ以上の保有地を持つことがしばしばあったこと、他のザミンダールの下でも土地を保有しているライオットがいたであらうことを見ても、かなり大きな保有地を持つライオットがコノクシャルに存在していたことは間違いない。最も大きな三つの保有地の持主は、タリブル・シルダール (Taribulla Sirdar)、チャチャイ・モソリク (Chhachhai Mullick)、モヒン・カーン (Mohin Khan) の三人、ムスリム二人にヒンドゥー一人であった。そして、五一の保有地の保有者の分析結果も、三分の一がヒンドゥー、三分の二がムスリムと同じ比率を示す。これは、ムスリム二に対しヒンドゥー一というフォリープル県の人口構成の反映するものである。

次に、地代の徴収・納入という観点から、コノクシャル・エステートと借地人（正確には借地権）とくにライオッ

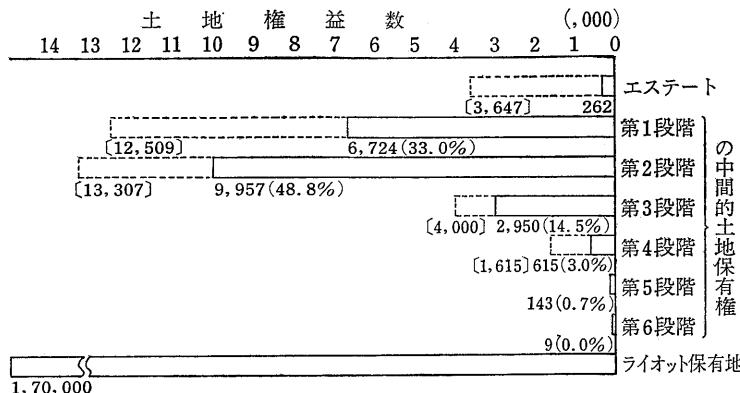
図 5 コノクシャル・エステートと借地人の関係



(出所) 'Appendix III to Kanakshar SSR 1903.'

(注) ここでいうライオットとは、定率または定額地代を支払うライオット、
定住ライオット、占有ライオット及び非占有ライオットを含む。

図 6 1870 年代のフォリドプル県におけるサブインフュデーションの進行状況



(出所) 'District Statistical Accounts (Furreedpore) by Buban Mohan Raha,' Proceedings of the Government of Bengal, Statistical Department, Sept. 1873, nos. 35-36.

(注) 本図の統計は道路税査定作業の時にザミンダールが提出した報告に基いている。ただしこの時地租額 100 ルピー未満のエステートは報告の義務を免除され、査定官が簡略化された方式で推定値を出した。図の点線の部分は地租額 100 ルピー未満のエステートの数とその下にある中間的 土地保有権の数の推定値を示す。

ト(正確にはライオット保有地)との関係を検討してみよう。図 5 は一九〇三年の土地調査の結果を整理したものである。(図の読み方は図 2 と同じである)この時の調査はエステート全体の約六分の一を対象としていた。図から明らかのように、エステートのこの部分に存在した一、五四一のライオット保有地のうち七八九、つまり五百分の一はチャターリー家と直接的な関係に立っていた。面積で見ると比率はさらに高まり、総面積二、九二二ビガのうち二、二七二ビガ、七八八パーセントがそのようなライオット保有地で占められていた。サブインフュデーションの進行は地主をライオットからどんどん引離してゆくと一般には考えられるが、チャターリー家はそうした通説から予測されるよりもはるかに高い度合で、ライオット保有地を直接掌握することに成功していた。そして、重要なのはチャターリー家だけが例外的に高い比率を実現していたのではなさそうだという点である。

表12 コノクシャル、パロン及びフォリドプルにおける地代率

(エーカー当り)

ライオットの種類	コノクシャル	パロン	フォリドプル
定率または定額地代を支払うライオット	Rs. A. p. 2-1-3	Rs. A. p. 3-9-5	Rs. A. p. 2-6-7
定住ライオット	4-9-1	3-13-1	2-9-2
占有ライオット	8-2-4	4-0-8	2-10-6
非占有ライオット	4-1-10	3-7-0	3-12-3

(出所) 'Appendix B to *Kanakshar SSR 1897*'; *Faridpur SSR*, p. x.

サブインフェデーションに関する通念は、頂点のザミンダーリーから下級の土地権益へと下がつて行くにつれて、土地権益の数がねずみ算式に増加し、全体としてはピラミッド型を呈する、というものであろう。しかし実際はそうはないなかつた。図6はフォリドプル県におけるサブインフェデーションの各段階ごとの土地権益数を示したものである。未広がりに土地権益数が増加するのは第二段階までで、それ以下は幾何級数的に数が減少している。土地制度がこのような姿をとっているのならば、チャタージー家がそうしたように、垂直的方法その他の仕方で下級の土地権益を買進んでゆけば、ライオット保有地を直接掌握する可能性は飛躍的に増えるであろう。⁽⁵³⁾

次の論点は地代である。コノクシャルの土地経営の特色は、極めて高い地代率を実現していた点にあつた。表12から明らかのように、コノクシャル・エステートでライオットが支払う地代の率はパロン・タナ平均のそれを遥かに上回つており、さらに、パロンの地代率はフォリドプル県平均より極立つて高い水準にあつた。実は、パロンはフォリドプル県の数あるタナの中で最高の地代率の記録されたところであつた。フォリドプル県平均との比較では、コノクシャルの定住ライオットは七八ペーセントも高い率で地代を支払っていた。このような飛び抜けた地代引上げを可能にした要因として三點考えることができよう。第一に、上述のごとく、チャタージー家は高い度合でライオット保有地との直接的接触を維持しており、しかも、彼らの土地財産は一地

域にまとまり、比較的よく組織されていた。その結果、チャタージー家はライオットの上に大きな権威を揮い、強い態度で彼らに臨むことができたと考えられる。第二に、コノクシャル・エステートがその中にあつたペロン・タナの地主たちは、強力な勢力を形成していたようである。たとえば、フォリドプル県の土地調査査定事業最終報告は、「地主たちが物価上昇に比例して地代を増そうと何らかの試みをした唯一のタナがパロンなのである」と指摘している。⁽⁵⁴⁾ さらにまた、この地域の大地主、イディップル・パルガナの所有者カリ・クリシュノ・タゴールは明敏かつ細心なザミンダールであり、一日の大部分を土地経営のために費すようなタイプの人物として有名であった。⁽⁵⁵⁾ チャタージー家が地代引上げに乗出したのは、このような手強い地主勢力の一員としてであつたと思われる。第三の要因はライオットの間における小商品生産の展開である。コノクシャルのライオットは「富裕」であると報告されているが、もし彼らがいくらかでも富を積めたとしたら、それは市場向けのジューントまたは甘蕉栽培から来るほかなかつた。コノクシャルの土地査定官は両者について次のような短いノートを残している。

ジューント。これは広く栽培され大いに輸出されており、主たるいや恐らく唯一の交易品となつてゐる。

甘蕉。これからグール（糖蜜）が作られ、販売のために近隣の全ての市場に、マダリップルにさえ、送られる。⁽⁵⁶⁾ ライオットは生産したジューントやグールをこの地方のいたる所にあつた川辺の市——マダリップル、ボジエッショル、ダムツダ、ハトウリアなど（地図参照）——で販売することができた。しかし、こうした労働によつて獲得されたライオットの「富裕さ」も、地主勢力が強大なこの地方では、地代引上げの恰好の条件になるほかなかつたのである。コノクシャル・エステートはどのようにしてこの高い地代を徴収していたのだろうか。この点については次のような報告がある。

……被後見人のエステート「コノクシャルのこと」の借地人は、同じ村にいても一様な地代率では「地代」を支払わない。似たような等級の土地を持つているにもかかわらず、ある者は高い率で支払い、またある者は低い率で支払う。……ライオットの保有地の査定をするにあたって、被後見人のエステートでも他のザミンダールのエステートでも、土地の分類は行なわれなかつたようである。屋敷地、菜園地、第一級ナト地〔耕地〕等々借地人の保有地に含まれているあらゆる土地を、地主は一括して (at a lump sum) 査定した。ただし、保有地が大量の屋敷地または菜園地からなつてゐる借地人は一般的に高い地代で支払う。⁽⁵⁵⁾

コノクシャル・エステートは言うに及ばず近隣地域においても、組織立った土地査定は試みられず、地代は内訳なしの一括額として査定され徵收されていた訳である。だから、同じ地味の土地を持つてゐるのに支払う地代が異なるといふ不公平が生ぜざるを得なかつた。さらに、ベンガルでは地代は通常数回に分割して定まつた期日に支払われ、一回分をキスト (Kist) と呼んだが、このキストも決して遵守されることはなかつた。「実際には、地代は決してこれらのキストに従つては実現されない……ライオットが支払える時、あるいは彼らを支払うようにさせられる時にはどんな時でも、地代が徵收されるのである」と村別覚書は率直に認めてゐる。このような次第だから、後見庁がコノクシャル・エステートの経営を引継いだ時、「土地財産に関する体系的な帳簿はつけられておらず、地主と借地人の関係は満足すべきものではない」という状態にエステートがあることを見出したのも当然であった。コノクシャルの土地經營においては恣意性がシステムに優越していた。上に述べた高い地代率も、地主の力の恣意的な行使によつて実現したものである。チャタージー家に対する不満が借地人の間に広がつてゐたとしても不思議はなかつたのである。⁽⁵⁶⁾

以上は正規の地代の分析であつた。しかし、広く知られているように、ベンガルのザミンダールは正規の地代のほ

かにアブワーブ (abwāb) ふせまれる付加徵収を行なつてゐた。後見庁の調査はコノクシャルにおいても次のようなアブワーブが取立てられたたりしを明るみに出した。

故シヤマチヨロン・チャタージーの時代にはアブワーブも徵収されてゐた。

(1) アーク・チョルチャ (Auck Charcha) 「甘蔗加工」、すなわち——加工機一台とにグール〔糖蜜〕一マン〔約

四〇キログラム〕、

(2) カリ・プジヨ・ヒロチ (Kali Puja Kharach) 「カーリー女神祭費用」——ライオットの暮し向地に応じて、

(3) プンノ・ノジヨル (Punya Nazar) ——年間地代納付額一〇ルピーを越すライオット一人につき一ルピー、

(4) ラージ・ドウティ (Rajdhuti) [Hの腰布] ——ザミンダールの家族の結婚式にあたり、暮し向地に応じて集められるアブワーブ、

(5) ドゥルガ・ビトウ (Durga Bhit) 「ドゥルガ女神祭の贈物」——ドゥルガ・プロジェの期間に⁽⁶⁾。

右のリストに全てのアブワーブが尽されてゐるとみてよからぬ。それするに、これらのアブワーブは数は多いけれども、大きな経済的負担になつたとは考えられない。アブワーブ徵収が收奪の加重という側面を持つことは否定できないが、アブワーブの重要なのは、むしろ、ザミンダールとライオットの間の社会的——ある程度までは経済的——関係を反映してゐるところにあると思われる。経済的側面はここでは「アーク・チョルチャ」に現われてゐる。この地域のライオットの間で一般的に行なわれていたグールの製造に、一種の営業税を課すことによつて、チャタージー家は小商品生産の発展に対し反動的かつ寄生的な役割を果してゐた。また、アーク・チョルチャの賦課は、一八世紀にザミンダールが領主的性格を持っていた時代に課してゐた各種営業税の残存と見るといふやうだ。殘る四種のアブ

ワーブは社会的関係のあり方を示唆している。パンノ・ノジョル——正しくはパンナホ・ノジョル *punyāha nazar* ——というのは、エステートの財政年度の最初の日（パンナホ）にライオットがザミンダールの面前に参集し、祝儀として献呈した金のことである。コノクシャルに関する史料はないが、他のエステートの例では、パンナホに際しては、あるいはエステートを一つの家として表わし、あるいはまたザミンダールとライオットの間に君臣関係があるかの(?)とく見せるよう工夫された儀式が執り行なわれた。カリ・ジョヨ・コロチとドゥルガ・ビトウ（正しくは Durga bhet⁽⁶³⁾）はベンガルで最も重要なヒンドゥー教の祭りの際に取立てられたアブワーブである。ただし、これらが祭りの費用の足しにするために集められたのかどうかは疑問である。他のエステートに、取るに立らぬ金額が徴収されたり、およそ価値のない品物が集められた例があることを、それでは説明できない。これらの祭りは家を単位として祝われるが、ザミンダールの家の祭りにアブワーブ支払いという形でライオットを参加させることによつて、ザミンダールとライオットの一体感を醸成することを目的として徴収された、と考えるべきであろう。ライオットはいわばザミンダールの家の子になるのである。アブワーブをめぐる問題をこゝで十分に論じることはできないが、結論的に云つてしまえば、ザミンダーリー制下のザミンダール・ライオット関係が封建的・家父長制的性格を濃厚に帶びていたことをこれらのアブワーブは示しているように思われる。

四、後見庁管理下の財政

エステートの財政分析をするためには、ザミンダール自身が残した帳簿類に取組まなければ多くを望めない。なぜ

なら、後見庁のエステート財政に対する態度とザミンダールのそれとの間には大きな隔たりがあったからである。後見庁は財政について厳格な基準を設けて管理下にある各エステートの支配人に遵守させ、一種の財政改革を実行した。大まかにいって、後見庁管理下のエステート財政の特徴は、①極めて高い地代徴収率、②高い経営費率、③余剰資金の使途に関する厳格な規定の存在、④相当の額の仮勘定 (suspense account) の存在の四点にあった。⁽⁶⁾ しかし、現状においてはザミンダールの私文書の分析をするのが極めて困難であることを考え、以下簡略に後見庁史料から知りうることをまとめてみたい。目的は、エステート財政がどのように動いていたのかよく大雑把な見通しをつけ、将来の研究に備えることにある。

後見庁が作成した各種報告の中で財政に関し一番価値が高いのは、「報告第11号」(Return No. XXXI) と呼ばれるものである。それは毎年提出されたが、エステートがザミンダールに返還される際に、後見庁の経営下にあつた全期間を総括する最終報告が別に作成された。この最終報告を、財政の構造を見通せるように整理したのが表13である⁽⁶⁾。ここには一八九一年二月から一九〇六年九月までのコノクシャル・エステートの收支がまとめられている。

まず、収入の側から検討しよう。収入の約九〇ペーセントは地代からなっている。(道路・公共事業税の徴収は一万里ピー強にすぎない) 残余の大部分は仮勘定である。地代収入の内訳は表14に掲げてある。明らかのように、このエステートの場合、大部分は中間的土地位有権からもたらされていた。なお、地代徴収率について補足しておくと、当年地代請求額 (current demand of rent)⁽⁶⁾ に対する地代実収額の比は一〇四・〇ペーセントであった。一八八〇年代の報告によると、公正で寛大なザミンダールは七五ペーセントを越す徴収をすることはなく、東ベンガルのザミンダールは六〇ペーセント程度の徴収率で満足していたと言われるが、一〇四というペーセンテージは極めて高いとい

表13 コノクシャル・エステートの収支 (1891. 2. 3~1906. 9. 1)

	收 入	Rs.	%
1. 地代, 道路・公共事業税徴収 ^a		3,18,709	89.9
2. その他	Rs.	13,984	3.9
(i) 家賃	1,046		
(ii) 政府債券利子	2,406		
(iii) 債権取立て	5,625		
(iv) 雜収入	4,907		
3. 仮勘定		21,653	6.2
	総収入	3,54,399	100
	支 出		
1. 政府への地租, 道路・公共事業税支払 ^a		8,440	2.4
2. 租税 (郵便賦課金, 地方自治体税, 所得税, チョーキダール税)		1,251	0.4
3. 上級地主への地代, 道路・公共事業税支払		1,43,292	40.4
	小計(A)	1,52,983	43.2
4. 経常経営費		55,226	15.6
(i) 支配人俸給	10,732		
(ii) 経営機構, 旅行手当, コミッション	21,007		
(iii) 事務所建設, 修繕など	1,807		
(iv) 特別経営機構	183		
(v) 臨時費	4,522		
(vi) 法律費	9,381		
(vii) 後見料	7,594		
5. 土地調査査定, 測量, 共有土地財産分割		7,333	2.1
	小計(B)	62,559	17.7
6. 家政費		58,873	16.6
(i) 所有者・家族の手当	23,943		
(ii) 社会的儀式	6,918		
(iii) 宗教的儀式	4,612		
(iv) 医師謝礼, 薬	1,930		
(v) 教育	18,746		
(vi) その他	2,722		
	小計(C)	58,873	16.6
7. 雜		2,521	0.7
(i) 地代裁判判決に基く財産購入	75		
8. 仮勘定		23,670	6.7
	小計(D)	26,191	7.4

9. 負債返済		7,417	2.1
10. 投資		13,034	3.7
(i) 土地に	3,032		
(ii) 政府債券に	10,002		
11. 地所・建物その他の不動産の維持		25,761	7.3
12. エステートの改善		7,450	2.1
(i) 土地・財産の改良	5,667		
(ii) 学校	1,413		
(iii) 診療所	370		
小計(E)	53,662	15.1	
総支出	3,54,366	100	
総収入に対する割合			
粗収益(I) = 総収入 - 小計(A) = 2,01,416		56.8%	
純益(II) = I - 小計(B) = 1,38,857		39.2%	
剩余(III) = II - 小計(C)(D) = 53,793		15.2%	

(出所) 'Table VI, Return No. XXXI,' appended to *Final Report 1907.*

(注) a 道路・公共事業税 (Road & Public Works Cess) は、エステートと中間の土地保有権の年間地代徴収額を調査または推定し、その額の一定割合 (0.5% 程度) を課した税。政府は地主間の地代受け渡しのネットワークを利用してこの税を徴収した。本エステートは 11,501 ルピーを下級の地主から徴収し、15,895 ルピーを上級の地主と政府に支払った。

表14 コノクシャル・エステートの地代収入の構成

	徴収額 (A)	支払額 ^a (B)	差額 (C)=(A)-(B)	(C) × 100 (A)
	Rs.	Rs.	Rs.	
地租支払及び地租免除エステート から	25,519	8,440	17,079	66.9
あらゆる種類の中間的 土地保有権 から	292,708	143,292	149,416	51.0
家賃から	1,322	0	1,322	100.0
計	319,549	151,732	166,495	52.1

(出所) 'Table I, Return No. XXXI,' appended to *Final Report 1907.*

(注) a 政府と上級地主への支払

わなければならぬ。比率が一〇〇パーセントを越えているのは、シャマチョロンの時代の滞納地代を後見庁が厳しく取立てたためである。

次に支出の側であるが、いよいよでは一二の費目が(A)から(E)までの五つのグループにまとめられている。まず小計(A)に属する費目を見ると、政府への地租支払及び上級地主への地代支払というかたちで、徴収した地代の半分近くがコノクシャル・エステートを素通りしてしまっていることが注目される。租税負担は極めて軽い。道路・公共事業税の支払と徴収の差額四、三九四ルピーを加えても大した額にはならない。仮に総収入額から(A)グループの費目を差引いた額を「粗収益」と名付けるとすれば、総収入に対する粗収益率は五六・八パーセントと計算される。この率は低すぎると感じられるかもしれないが、一九世紀末二〇世紀初頭の東ベンガルにおいてはこの程度が平均的な値であった。⁽³⁸⁾

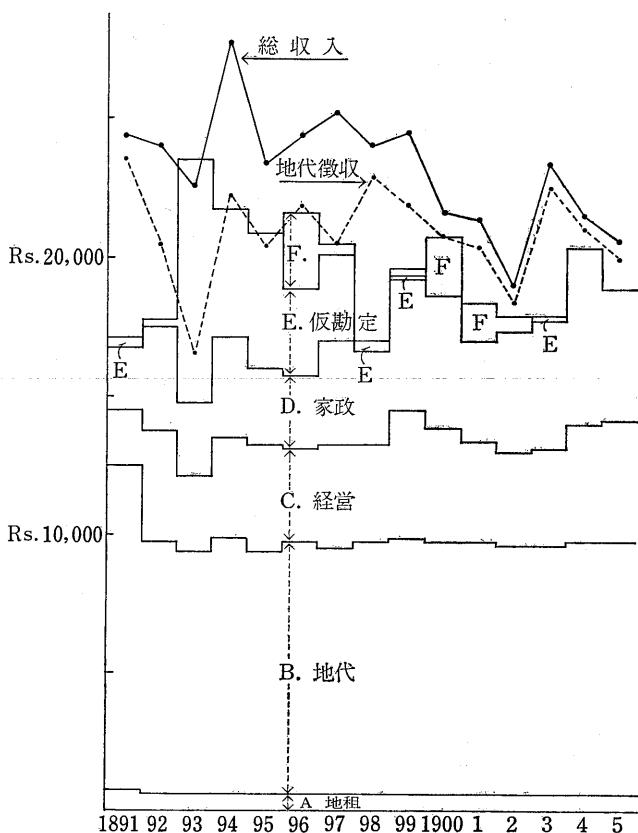
(B)グループは経営費で、年々の運営に必須な経常費と、必要に応じて実施される土地調査などの費用とから構成されている。総支出の中占める割合は一七・七パーセント、後見庁管理下の他のエステートと比較して五パーセント余り高くなっている。土地調査を実施したことがその原因の一つである。粗収益から経営費を差引いたものをエステート経営の「純益」と呼ぶことにしよう。総収入に対する純益の比、純益率は三九・二パーセントであった。

(C)は家政費である。この中には、三〇人からなるチャターダー家の人々を扶養し、三人の被後見人を教育し、二人の料理人、二人の召使、一人の女中を雇い、葬儀(srādha)、結婚式、聖紐式(upanayam)などの社会的儀式、ドウルガ・プロジョなどの宗教的儀式を執り行なうための費用が含まれている。純益の四二パーセントがこの家政費に充当された。後見庁は家政費の削減を実施するのを常としていたから、もしチャターダー家が自ら経営を行なっていたならば、この比率はもっと高くなっていたことであろう。

次のグループ（小計④）は雑費及び経理が不完全だったために生じた仮勘定である。純益からの二つの費目と家政費とを差引いて得られる額を「剩余」と呼んでいいであろう。総収入に対する剩余の割合は一五・一パーセントであつた。他のエステートにおける後見庁の經營の成績を検討してみると、このように高い剩余を計上できるのは稀なことだつたことが分る。疑いもなくコノクシャルは當時としては極めて採算性のよいエステートであった。

剩余は様々な方面に運用された。その方法に関しては後見庁の明確な政策があり、チャタージー家の意志がどこまで反映されたか疑問があるが、一応参考のために運用先を略述しておこう。表の小計④のところに一括されている費目9から12までが、五三、六六二ルピーに達する剩余の運用の仕方を示している。まず、当然のことながら、剩余は負債の返済に充てられ、シャマチヨロンが残した比較的小額の負債七、四一六ルピーは完済された。次に「投資」として約一三、〇〇〇ルピー計上されているうち、一〇、〇〇〇ルピーは政府約束手形（Government Promissory Notes）を購入するために出された。この債券は八年間で総額二、四〇六ルピーの利子を生んだ（収入の側の費目2の間に計上されている）。残りの三、〇〇〇ルピーは小さな土地権益（タルク）とフォリードプルの町の中の土地とを買うために費された。⁽⁷⁾そして、費目11の二六、〇〇〇ルピー弱のうちの一五、〇〇〇ルピーで、フォリードプルの町に購入したこの土地の上に煉瓦造りの家が建てられた。家は貸家にされ、年間一、〇〇〇ルピーの家賃収入をもたらした。また、別の八、〇〇〇ルピーを費してチャタージー家の屋敷に応接室⁽⁸⁾が増築された。⁽⁹⁾最後の費目12は「エステートの改善」とされており、一五年間にわたって支出された金額としては七、四五〇ルピーは少なすぎると言わざるを得ない。また「土地・財産の改良」といつても、土地改良や農事改良のために使われた形跡がないことを付言しておこう。

図 7 コノクシャル・エステートの収支, 1891~1905



- (凡例)
- 地租、道路・公共事業税及び諸税の政府への支払。
 - 地代及び道路・公共事業税の上級地主への支払。
 - 経常経営費。
 - 家政費。
 - 仮勘定。
 - 土地調査査定、測量、共有財産分割。

(出所) RWAE の当該年度ほか。

(注) 1900 年以降の RWAE は諸税と後見費を一括して示している。本図では 1900 年以降前者は 85 ルピー、後者は 600 ルピーとして処理している。

こうして、コノクシャル・エステートの剩余は、負債返済、政府債購入、土地権益購入、都市不動産購入、建設などの方面に費消された訳である。貸し金が現われていないのは、多分後見庁が金貸業を停止していたためであろう。ここで顕著なのは、生産的目的の投資が全くなされていないことである。他のエステートでも同様なのか、ザミンダ

ール自身が經營にあたつてもそうなのか、今後検討を進める必要があらう。さらに、銀行や会社の株式への投資がおこなわれたのかどうか、もこれからの検討課題である。

次に、見方を変えて、エステート財政の年々の変動を瞥見する。（図7）

図では収入は折れ線グラフで表わされているが、総収入も地代徴収額も両方ともかなりの幅の変動を記録しているのが特徴的である。⁽²⁾これはエステートを直接經營している以上避け難いことであつた。変動をひきおこした主たる要因として二つ考えることができる。第一はライオットとの力関係である。一八九一年、九八年両年の高い地代徴収率は、正式の民事裁判によらない、略式手続による滯納地代徴収という、政府にだけ許されている強硬手段に、後見庁が訴えて実現したものである。⁽³⁾第二は天候である。一八九三年、一九〇二年、〇五年の地代徴収の落込みは不作に原因があつた。⁽⁴⁾例えば、一九〇一—〇三年は、コノクシャルで最も重要な換金作物であるジューートと甘蔗が両方とも作柄が悪かつたと報告されている。いずれにせよ、一般的のザミンダールよりもはるかに大きな強制力をライオットに対して揮える後見庁をもつてしても、地代徴収を安定させることができなかつたことは興味深い。⁽⁵⁾

支出の主な費目の変動は階段状のグラフで示してある。（ただし、剩余の運用のための支出は省かれている。）政府地租と上級地主への地代支払は事柄の性質上ほとんど変化を示さない。残りの費目の変動を検討するには、初期に相当の金額が仮勘定として処理されているのが大きな障害になつてゐる。仮勘定の中には經營費や家政費に振分けられるべき金額が含まれていいと思われるからである。しかし、經營費の変動幅が小さいということは、この不完全なグラフからも言えそうである。つまり、支出の三分の二ほどは地租、地代、經營費という硬直性の強い費目によつて構成されていたと言つてよからう。

コノクシャル・エステートの收支の変動の特質は、以上のように、地代収入はかなり振幅の大きい増減を繰返すのに対して、支出の相当部分は強い硬直性を示す点にあった。両者の狭間で安定經營を確保していくためにはそれなりの經營努力が要請されたはずである。とくに、一般のザミンダールは当年地代請求額の全額を徴収することは少なかつたこと、後見序とは違ひ政府の権威を背にライオットに対することはできなかつたことなどを考慮すると、この時代のエステート經營の環境にはかなり厳しいものがあつたと考えざるをえないのである。

む す び

以上、後見序の公文書から明らかにしうる限りの範囲で、一九〇六年までのコノクシャル・エステートの經營分析を行なつた。取上げられた論点の中からザミンダーリー制の性格の理解のために重要と思われるところを要約整理し、むすびに代えることとしたい。たつた一つのエステートの分析をザミンダーリー制全体に布衍するには慎重でなければならないのはもちろんであるが、ここで暫定的に結果をまとめ、今後の筆者の研究の出発点としたいと思う。

まず重要なのは、コノクシャル・エステートの起源と形成過程である。チャタージー家は永代定額地租査定以後に出現した新しい世代のザミンダールに属していた。エステートの基礎を据えたジョゴボンドゥは、多分地租行政關係の小吏として働く間に財産を築いた。彼はそれを土地に投資した。そして彼の息子シャマチヨロンもまたエステート經營と金貸し業から生ずる剩余を土地に投資し、父が遺した財産をふとらせた。彼らの土地購入において注目されるのは、ライオット保有地の買集めに乗出さなかつたと思われる点である。別の言い方をすれば、すくなくとも一九世

紀末までの期間におけるチャタージー家の上昇は、ライオット保有地の譲渡の自由やそれによつて惹起こされるライオットの階層分化を前提としてはいなかつた。そのまさに逆に、彼らは自分のエステートにおけるライオット保有地の移転を禁止し、分解を阻止しようとしたのであつた。彼らが保有地移転に敵対的な態度をとつたのは、恐らく、その経済的基盤が未だなお、保有地に対し慣習的な権利をもつ小農（＝定住ライオット）から地代を榨出するところに存し、その階級的利害が土地移動によるそのような小農の分解をできうる限り防止することにあつたからであろう。

チャタージー家がザミンダールに成長するための前提条件はむしろ單純かつ平板なものであつた。永代定額地租査定体制の鋼鉄の枠組の内部で異常なまでに進行したサブインフュデーションの存在、及び、その過程で生れた多種多様な土地権益が土地市場において商品として自由に流通していること、この二つである。これらの条件は植民地権力により整備され、細心の注意をもつて守られていた。土地権益の市場がいわば閉回路のようなものとしてよく組織されていたために、チャタージー家はこの回路の外に踏出すことなく、つまりライオットのレベルにおける土地所有関係に原則的には介入することなく、ザミンダールの地位に成上がることができたのである。⁽²⁵⁾ 彼らはこの点で、一九世紀末以降のライオットの階層分化の中からあらわれるジョトダール型の寄生地主から明確に区別されなければならない。

次に問題となるのは、チャタージー家がどのようにしてライオットを支配し、地代を実現したかである。この点は今後の解説に俟つところが大きいのであるが、一応の仮説を提出しておきたい。まず、従来のザミンダーリー制理解との関連で強調しておかねばならないのは、すくなくともチャタージー家に関する限り、彼らの土地財産は分散し混乱していたというよりはむしろ比較的よく組織された堅固なものだったのであり、しかも、サブインフュデーションの進行にもかかわらず彼らはかなりの度合でライオット保有地を直接掌握するのに成功していたという事実である。

一九世紀後半のベルガルの土地制度はたしかに複雑化してはいたが、しかし、周到な地主にとってはその中でライオット支配の確固たる基盤となるようなエステートを形成することがなお可能であった。こうしたいわば健全な土地所有の存在を前提として、ライオット支配の権力として次の二点を重視したいと思う。第一はアブワーブ（付加課徴）のところで指摘した封建的・家父長的な社会関係である。ザミンダールは様々な機会を利用してこのような関係の温存・助長に努め、ライオットを服従させようとした。第二は、土地所有の検討の箇所で注意を促しておいたように、ライオット保有地における再生産を補完する土地——定期市、荒地等々——をチャタージー家が所有していたことがある。右の二点に見られるようなザミンダールとライオットの関係がベンガル史のどの段階で形成されたのかはよく分らない。しかし、研究が進んでいる一八世紀の段階にはすでに存在していたことが確かなので、これを一八世紀のザミンダールが持っていた領主的性格の残存と理解しておきたい。永代定額地租査定を中心とする植民地主義の上から政策は、たしかに一八世紀のザミンダールの性格を大きく変えたが、しかし、ライオットとの関係においては領主的性格が、徐々に薄まりながらも、根強く残り、それがライオット支配の基盤となっていたのである。そして、このことは、ザミンダールがライオット保有地の移転によるライオットの階層分化を阻止しようとしていた、という前述の論点に照應している。

しかし、だからといって、一九世紀末のザミンダールを封建領主と看做すのは行過ぎであろう。永代定額地租査定による所謂私有財産權の設定、それに続く土地市場の本格的展開、ザミンダールの実質的武装解除（従卒^{ビーオン}のような輕微な武力は維持される）、警察權・裁判權の大きな部分の植民地行政機構への吸収といった一連の植民地統治政策を軽視するのは不當であろうし、また、産業資本の利害を代弁する植民地主義の強力によって綿業を中心とする手工業

部門発展の可能性を閉ざされ、古典的な農工結合を破られてしまつて以降のベンガルのライオットを、封建的小農のように看做してよいのか、疑問の余地がある。つまり、一九世紀末のザミンダーリー制が寄生地主制=半封建的士地所有でないことは確かであるが、しかし、封建的土地所有と呼ぶよりもむしろやできないうに思われる所以である。

最後の問題は、ベンガル経済の発展におけるザミンダールの役割である。この点については、チャタージー家関係の文書からは多くを明らかにすることはできず、問題の所在を二つ示唆するにとどめた。その一つは、グール（糖密）生産へのアプローチ（付加課徴）賦課の箇所で触れた、ライオットの間での小商品生産の展開に対するザミンダールの態度の問題である。この論点は、彼らの所有物であった定期市や舟着場を彼らがどのように運営したか、といふ点ともからめて今後深められなければならないであろう。第2はエステート経営の剩余の投資先の問題である。ザンダーリー制は農業部門から工業部門への資本移転のチャンネルになつてはなかつたが、なんらかの点に関しても実証的に解明せねばならない問題が多く残されてゐる。

- 1 代表的な事例研究を挙げておいた。Nilmani Mukherji, *A Bengal Zamindar: Jayerishna Mukherjee of Uttarpara and his Times 1808-1888* (Calcutta, 1975); Somendra Chandra Nandy, *Life and Times of Camtoo Baboo (Krishna Kanta Nandy), the Banian of Warren Hastings*, 2 vols., (Calcutta, 1978-81); Shinkichi Taniguchi, 'The Permanent Settlement in Bengal and the Break-up of the Zamindari of Dinajpur,' *Calcutta Historical Journal*, III-1 (1978); 谷口謹也「英國植民地支配前夜の北ベンガル地方のザミンダール——所領支配構造を中心として——」『トビット研究』11号—1（一九七七），同「一八世紀後期ベンガル州北部スマルパル領におけるザミンダール支配の変容——年貢査定を中心として——」『トビット研究』11号—1（一九七九），河合明宣「ベンガルにおける後見序の機能について——一九世紀末、ブルッキン家の事例——」

『トジト研究』三一一四（一九八五）。

- 2 本稿は著者が一九八五年三月にカルカッタ大学に提出した Ph. D. 講文 "Agrarian Structure in the Dacca Division o Eastern Bengal 1870-1905" の第一章に拙筆訂正したものを用いた。

3 バンガル語では「পাতনি」(pattani) である。以下慣用に従い「ペトニ」とする。

- 4 一七九三年条例第一回印 (Regulation XIV of 1793) は、チャーチタールが 10 年を越す期間土地を借地に出すことを禁じてゐた。(B. H. Baden-Powell, *The Land-Systems of British India*, 3 vols. (London, 1892), vol. I, p. 629). やがて、一七九三年条例第四回印 (Regulation XLIV of 1793) 第二条は、チャーチタラーが地租滞納による競売に付された場合、そのチャーチタラー内に存在するあるいは土地権益は、従属タルクからハイカットの保有権にいたるまで、すべて無効とする旨規定してゐた。(Baden-Powell, *Land-Systems*, vol. I, p. 437)。法律上は、チャーチタラーの購入者は、前のチャーチタールが下級の土地保有権者と取交した借地契約に一切制約されることがない、地所經營に乘出されるとができた訳である。しかし、チャーチタラーはしばしば競売されたし、下級の保有権を無効にするためにわざと地租を滞納し競売をひきおこすところ戦術をふるいとめ可能だったから、チャーチタラーより下級の土地保有権を持つものにとっての規定は重大な意味をもつてゐた。いれども、これらの条項を制定した直接の目的は、チャーチタラーを第三者の権利 (encumbrances) との扭糾によっておくべく止め、公売や出来る限り高く売れるように、地租収入を確保するにあつたが、このまじめなく、何のまゝな法制トドメサブインフルエンスの展開は強く制約されるべきである。

- 5 一八一一年条例第五回印 (Regulation V of 1812) は 10 年を越す借地の禁止条項を撤廃した。(C. D. Field, *Introduction to the Regulations of the Bengal Code* (Calcutta, 1888), p. 105). しかし、七年後、一八一九年に制定された所謂ペトニ条例 (一八一九年条例第八回印 Regulation VIII of 1819) はチャーチタラーへの制度化した。(Shinkichi Taniguchi, "The Patni System—A Modern Origin of the 'Sub-infeudation' of Bengal in the Nineteenth Century," *Hitotsubashi*

Journal of Economics, XXII-1 (1981)). また、十九世紀前半から半ばにかけて制定された一連の地租滞納地所公売法 (revenue sale laws) は、概ね専ら第四回時の厳格な無効規定に様々な例外を設け、この規定を緩和していった。
(Field, *Introduction*, pp. 96-137; Baden-Powell, *Land-Systems*, vol. 1, pp. 437-8, 639-40; Radharamon Mookerjee, *Occupancy Right: Its History and Incidents* (Calcutta, 1919), chap. 3; R. B. Chaudhary, *The British Agrarian Policy in Eastern India, Bengal & Bihar* (1859-80) (Patna, 1980), p. 20).

6 “マルガンジ県の複雑な土地制度について”、丘田雅之「マルガンジ運動と中間的土地区画所有者層——東マルガンジ・マルガンジ県の場合——」『トシタツ経済』1981年(1978)11月—12月号が詳しく述べる。

7 Tapan Raychaudhuri, ‘Permanent Settlement in Operation: Bakarganj District, East Bengal,’ in *Land Control and Social Structure in Indian History*, ed. Robert Eric Frykenberg (1969; enlarged Indian ed., New Delhi, 1979), pp. 167-8.

8 ハクトルームラーラーの語の用法には、永代定期地租査定によって私有権を賦与されたギランダーリー、独立タルク (independent taluk) ハクトルームラー (lakshraj) などの土地に対する権利を表わす場合と、そのよつたな権利を有する地主が經營する土地権益の総体 (ギランダーリー等以外の土地権益を通常含む) を指す場合が通つてゐる。ノハドは後者の用法。

9 収税院記録室のファイルは現在西ベンガル州公文書館 (West Bengal State Archives) に移管中である。

10 史家批評の議題は、こゝで紹介 “Agrarian Structure” 第九章を参照された。

11 いのちの用法は、十九世紀後半のベンガルで広く行なわれてゐた。また、ボンキム・チャハーロ・チャターリー (Bankim Chandra Chatterji) は、ハイオットから地代を受取るもの金額をギランダーリー、ペーリダール、ダルペーリダール、イジャラダールなど、ギランダールの中に入れてゐる。ボンキム・チャハーロは、十九世紀後半の文豪、農民問題の著述家として、すぐれた論説を残した。(See Romesh Chunder Dutt, *The Peasantry of Bengal* (Calcutta, 1874), p. 228).

東ベンガル・フォアードブル県のロハクンヤン・ヒスチームの研究

- 12 カネスвар (Kāneswar) と呼ばれた。
- 13 著者ら “Agrarian Structure” の第十一章で、即ち H. K. トーマーの分析結果を補加整理した区分による。年間地代請求額1万ルピー以下の小規模、1万ルピーから十万ルピーまでの中規模、十万ルピーを超えるの大規模である。
- 14 抽稿 “Agrarian Structure” 第十三章を読む。
- 15 カリ・タラバーハは複数なタガール家のヒット・トーナメントに属していた。(諸人ローランチナーメ・タリーニゼハリル・トーナメントに属していた) タガール家の祖シム・トーナメントから数えて五百回、シムトーナメント・トーナメント・トーナメント (諸人ローランチナーメトーナメント) 等々回数代りていた。(Blair B. Kling, *Partner in Empire: Dwarkanath Tagore and the Age of Enterprise in Eastern India* (Berkeley, 1976), p. 14).
- 16 例証¹⁵ J. C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Faridpur District, 1904 to 1914* (Calcutta, 1916) [カーリ・Faridpur SSR] para. 50 参照。
- 17 Settlement Officer, Kanakshar to Collector [カーリー Cllr.] Faridpur, 16 Feb. 1903, para. 3 [カーリー Kanakshar SSR 1903], Dacca Commissioner's Office [カーリー DCO], Land Revenue Department, File No. 33 of 1902-03 (Bangladesh National Archives [カーリー BNA], Revenue Bundle No. 29, File No. 395).
- 18 Ananda Nath Ray, *Faridpur Itihāsh* [カーリー 記録], 2 vols. (Japsha (Faridpur), 1328 B. S.), vol. 2, p. 105.
- 19 Haricharan Bandopadhyaya (comp.), *Bangiya Shabakosh* [カーリー 論文叢書] & 1 図画 (Shashishekhar Ghosh, *Jamidāri Darpan* [カーリー 地代収取の論述] 6 th ed. (Calcutta, 1923), Parishista, p. 21) などは「公税官用語考釋」(H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., of British India* (London, 1855; reprint ed., Delhi, 1968), p. 211) と並んで記載される。

20 Raychaudhuri, 'Permanent Settlement', p. 166. 然る Sirajul Islam, *The Permanent Settlement in Bengal: A Study of its Operation, 1790-1819* (Dacca, 1979), p. 190 が記す。

21 H. Beveridge, *The District of Bakarganj: Its History and Statistics* (London, 1876), pp. 125-30; Ray, *Faridpur Ithāsh*, pp. 12-7; Rohini Kumār Sen, *Bāklā Bakhanganj Pratnatatva O Ādhanik Ithāsh* (‘バクランガンジの歴史と統計’) (Barishal, 1915), p. 289-92; Loke Nath Ghose, *The Modern History of the Indian Chiefs, Rajas, Zamindars, &c., Part II: The Native Aristocracy and Gentry* (Calcutta, 1880), pp. 213-4. 図版も付す。

22 Genl. Manager, Kanakshar to Clr. Faridpur, 30 May 1893, para. 4, Board of Revenue, Lower Provinces, Wards and Attached Estates Branch [文書 BOR-W], File No. 225 of 1893. たゞ、ペーパー上に本丸の圖面が添付。左下に「地圖の種類が永年的な圖面だけではある。半分以上は他の意匠の圖面で、相続や譲渡等のものである」。

23 'Village Notes' appended to *Kanakshar SSR 1903*.

24 拙稿「十六世纪末に亘る初頭のダッカ地方における土地市場の考察——地主制の展開との関連——」『東洋文庫新編』九三（一八八三）一七九—一八〇頁参照。

25 Settlement Officer, Kanakshar to Clr. Far., No. 443, 17/29 Nov. 1897, para. 27 [文書 Kanakshar SSR 1897] in DCO, Land Revenue Deptt., File Nos. 8 of 1898-99 and 7 of 1899-1900 (BNA, Revenue Bundle No. 7, File No. 44).

26 Faridpur SSR, paras. 75, 181; J. C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Bakarganj District, 1900 to 1908* (Calcutta, 1915), paras. 180, 332.

27 土地権益を表示するには、土地権益の人たるに割譲された人の名との組合が使用されるのが普通である。やむを得ず、割譲土地権益が手元へ残り、独立タルク等の小姓等に手交渉に当たる場合は、それは必ず東洋人・ヨーロピアンの手交渉の研究

ア収税官役所 (Collectorate) の如壁 (ムカシ・如壁) は登録されてゐる所の地名 (ムカシ・地名) も併記やれど、ノルマではムカシ・番号は三九三・四種である。「ハクトーム」の田舎法にていた社の參照。

28 ハンダ、クランティは比率を表わすために用ひられる単位。一〇〇ペーヤントを「ルポー」、ルポーは一六アナ (ānā) 也、アナは一〇ハンダ (gaundā) 也、ハンダた國ヒム (kaḍā) 也、ハンダた國ヒム (kaḍā) 也、一クランティ (til) 也が轉れね。

29 Utsarga. 崇教記述のたるに設けられた地代支拠免強制のり。

30 Village Note No. 2 (Altakuri) appended to *Kanakshar SSR 1903.*

31 バガル政府は複雑な土地制度に伴う問題を十分承認してこゝで、土地調査の時にはダブル・カウンティング等を避けねば
へ意を用ひた。たゞれば、土地調査査定マニヨアルには、「現実占有に基いて」記録を作成するよつて定められていふ。

(Government of Bengal, *The Bengal Survey and Settlement Manual 1935* (Alipore, 1935), para. 391). バガルは地主
階級の現実占有は、象徴的占有を行はく、現実に地代を徴収するゝに成立する。

32 ハヘクシヤル・ヒバトームが所有するタタク五三三六番、シャーリー・ヒヨー二〇一〇番、タルク五三三六番
などと呼ぶべき現象が眼のね。

33 'Shyama Charan Chatterjee's Will, dated 29 Jaist 1297 B.S. [1891 A. D.], appended to Cllr. Far. to Commissioner [of] Commr., Dacca, No. 259/VIII-1, 5 May 1891, EOR W File No. 21 of 1891.

34 Ray, *Faridpurer Itihash*, vol. 2, p. 105.

35 Ibid.

36 ハヤマチャラーナダセ、即ちヤンギーの負債から残された。 ('Table 4, Return No. XXXI' appended to *Final Report 1907.*)

37 Government of Bengal, *Report on the Wards' and Attached Estates in the Lower Provinces [সাল Final Report]*, 1901–02, para. 213; 1903–04, para. 21; Cllr. Far. to Cmnr. Dac., No. 53 W, 8 Feb. 1907 [সাল Final Report], para. 14, in DCO, Miscellaneous Deptt., File No. 8 of 1906–07 (BNA, Unclassified Court of Wards Files). ৩৭। ক্ষমতা দ্বারা প্রদত্ত সরকারী পত্র ও প্রতিবন্ধ নথি প্রেরণ করা হয়েছে। (S. C. Majumdar and G. N. Dhar, comps., *Presidency College Register* (Calcutta, 1927)).

38 ‘Appendix III to *Kanakshar SSR 1903*’; Genl. Manager, Kanakshar to Cllr. Far., 30 May 1893, BOR-W File No. 225 of 1893. ৩৮। জনসংখ্যা এবং অসমীয়া ভাষার ব্যবহারের বিবরণ।

39 এ ক্ষেত্রের অন্যান্য উপর প্রকল্প ও প্রযোজন করা হচ্ছে। প্রকল্প “Agrarian Structure” প্রকল্প করা হচ্ছে।

40 এ প্রকল্পটি আবশ্যিকভাবে প্রযোজন করা হচ্ছে। এটি প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে।

41 এ প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে। প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে।

42 ‘Village Note No. 22 (Chhatiani)’ appended to *Kanakshar SSR 1903*. ৪২। এই প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে।

43 ৪৩। এই প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে। (Government of People's Republic of Bangladesh, *Population Census of Bangladesh 1974, District Census Report: Faridpur [সাল] Bangladesh Census 1974, Faridpur]* (Dacca, 1979), p. 59).

44 ৪৪। এই প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে। Rajat and Ratna Ray, ‘The Dynamics of Continuity in Rural Bengal under the British Imperium: A Study of Quasi-Stable Equilibrium in Underdeveloped Societies in a Changing World,’ *The Indian Economic and Social History Review*, X-2 (1973) ৪৪।

45 ‘Appendix III’ to *Kanakshar SSR 1903*.

46 ৪৬। এই প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে। “Agrarian Structure” প্রকল্পটি প্রযোজন করা হচ্ছে।

東洋学刊・人文社会学系論文集の上へ転載する際、著作権の問題が生じる場合、本誌編集部に連絡を取ること。

トボシル制ヒトボシルダールの出身階層に因る詳しい検証だ。拙稿“*Agrarian Structure*”第1回章に詳しく述べる。

47 46a
‘Return No. XXXI of the Kanakshar Estate for 1904-05,’ DCO, Mis. Rev. Deptt., File No. XIW of 1905-06 (BNA, Revenue Bundle No. 40, File No. 605).

48 詳しへ拙稿“*Agrarian Structure*”第1回章を参照。
49 *Kanakshar* SSR 1903, para. 1.

50 ベルガダーネビヘニヤダ、佐藤宏「ベバガ運動の展開とその背景——『マナハル県を中心』」『アジア経済』11—11(1970)、同「マハム・西ダハカル県における刈分小作立法の展開」『トシタ難國における土地政策』アジア経済研究所所内資料、一九七四年、拙稿「土地市場の考察」を参照。

51 *Kanakshar* SSR 1897, para. 23.

52 Sub-Depy. Cllr. Kalkini to Cllr. Far., No. 92 W, 25 July 1894, BOR-W File No. 225 of 1893.

53 詳細ヒテカダ、拙稿“*Agrarian Structure*”第1回章を参照。

54 *Faridpur* SSR, para. 74.

55 Ghose, *Indian Chiefs, Rajas*, pt. 2, p. 214.

56 *Kanakshar* SSR 1903, para. 1. *Faridpur* SSR, paras. 32, 36 マーク16°

57 Sub-Depy. Cllr. Kalkini to Cllr. Far., No. 92 W, 25 July 1894, paras. 1-2, BOR-W File No. 225 of 1893.

58 ‘Village Note No. 22 (Chhattiani),’ appended to *Kanakshar* SSR 1903.

59 *Final Report 1907*, para. 5.

60 地代關係業務ヒテヒノクシヤル・ヒストームだけがルーツだいた詫びはなし。他のヒストームの状態も大同小異である。この点に鑑じては、拙稿“*Agrarian Structure*”第1回章を参照。

61 'Village Note No. 22 (Chhatiani)' appended to *Kanakshar SSR* 1903.

62 ジュラシックトローブ分析の題旨も、筆者たる體験統計に負へてゐる（輿論稿「アーラン・ハーマー関係の原型」『北海道大学文学部紀要』一八一）。

63 抜稿‘Agrarian Structure’第一五章で少し立入った議論がなされてゐる。参考されたい。

64 抜稿‘Agrarian Structure’第九章における後見庁記録の史乘批判を参照。ただし、他方で、後見庁の經營方法をギリシャールが学び導入するいふ點は、誤われるので、両者を全然別個のものと考えるのは正しくない。

65 「解説第三回」の書式の一一番重要な部分が河合「後見庁の機能」七二一一頁に収められてゐる。参考されたい。

66 current demand の中には漁業時代の請求は含まれない。

67 *RWAE*, 1883-84, para. 4.

68 詳しく述べた紙稿‘Agrarian Structure’第一三章三〇一一九頁における地代利得率の検証を参照。地代利得率と粗収益率の定義は異なるが、実質的には大きな差はない。

69 Clr. Far. to Cmnr. Dac., No. 259/VIII-1 G, 5 May 1891, para. 9, BOR-W File No. 21 of 1891.

70 *Final Report 1907*, paras. 10, 11; Clr. Far. to Cmnr. Dac., No. 43 W, 28 Dec. 1903, BOR-W File No. 855 of 1903.

71 *Final Report 1907*, paras. 11, 12.

72 初期には総収入と地代徴収額とに開きがあり、それが年を経るにつれて、区別が見えてくるが、これは初めの頭多額の仮勘定が計上されたために生じた現象である。經理が引締められるにつれて、未区分のまま仮勘定に入れられていた収入があらわんと地代徴収として区分されるようになり、差が縮まつたにすぎない。地代徴収が実質増を記録したわけではない」と注意。(ただし、初期の頃においていたわれた債権取立ての差を大幅へすむ! 因になつていた)。

73 *RWAE*, 1891-92, para. 27; 1898-99, para. 21. ジュラシックトローブのijtca certificate procedure みる。

74
75
RW A.E., 1892-93, para. 25; 1893-94, para. 23; 1895-96, para. 22.

地代徵収率の変動について、拙稿“*Agrarian Structure*”第1六章四〇八—一六頁や不十分ながら分析を試みたのや、参考されたい。

76 地主的土地位益の市場の構造について、拙稿‘*Agrarian Structure*’第一八章を参照されたい。
補注 ロノクシャル・エスターが薺も茅を産する荒地と定期市となるのよろこびして經營していたかについては補足しておきた

く。前者については、後見店は入札で最高地代額をつけた者に貸出す方針を探っていた。入札者の目的が薺も茅にあつたことは想い出だめない。報告によれば、この「田代」とかの土地は、一九〇〇年前後に、年平均五ニ五ルード入札されていた。公文書の地代率は川ダルム一ヒタ¹。(Manager, Kanakshar to Clr. Far., No. 172 W, 3 Aug. 1899, DCO, Mis. Rev. Dept., File No. 3 of 1899-1900 (BNA, Rev. Bundle No. 44) 参照) これによると、ロノクシャルの定住ハイオチャムの地代率は約一ヒタ¹とあるなかいた。(表1) 以前はふんだんに野生シトコム報告われてゐた薺も茅が(例えば W. W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, 20 vols, (London, 1875-77), vol. 5, p. 176 参照)、この頃までには価値を増し、地主といへば甚だ珍らしく、荒地の方が耕地よりも価値がある、といふ皮肉な事態を産み出してゐた訳である。また、定期市場の間に最高値を入札した請負人に貸出されていた。彼は「常設店をもつ商店主からは地代を、定期市のたゞ日にだけ品物を売つてゐる者からは市場使用料 (tola) を徵収した。」一八九九年に入札したのは A. C. チクロボルティ。一年間で一一〇ルピーを支払う契約であった。(Manager, Kanakshar to Clr. Far., No. 134 W, 12 July 1899, DCO, Mis. Rev. Dept., File No. 3 of 1899-1900). tola は、明るみに、領主の性格を有してゐた一八世紀のチャーチナルが徵収しておる、東印度に余社が徵収を禁じた sair 稅に相違ない。